

官報

号外 昭和二十四年五月七日

○第五回 参議院會議錄第二十一号

昭和二十四年五月六日(金曜日)午前十一時三十分開議

議事日程 第二十号

昭和二十四年五月六日

午前十時開議

第一 飲食営業臨時規程法案(衆議院提出) (委員長報告)

第二 太田、原野谷河川の補修費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第三 一ツ瀬川及びその支流三財川の改修工事施行に関する請願 (委員長報告)

第四 五ヶ瀬川を直轄施行河川に編入の請願 (委員長報告)

第五 牛場川外三河川の砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

第六 揖保川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第七 佐渡川堤防改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第八 吳市の治山事業施行に関する請願 (委員長報告)

第九 山國川直轄砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

第一〇 龍溪、杉倉河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

第一一 魚野川の災害復旧工事促進に関する請願 (委員長報告)

第二二 魚野川支流砂防工事等施行等に関する請願 (委員長報告)

第二三 高瀬川改良工事施行に関する請願 (委員長報告)

第二四 高瀬、地藏院河川改良工事施行に関する請願 (委員長報告)

第二五 富田川改修工事等施行に関する請願 (委員長報告)

第二六 利根、荒川河川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第二七 豊平川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第二八 松浦川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)

第二九 狩野川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第三〇 江川、周布及び三隅三河川砂防工事促進に関する請願 (委員長報告)

第三一 西大阪高潮災害防除工事施行に関する請願 (委員長報告)

第三二 淀、神崎河川の西淀川区内災害復旧工事促進に関する請願 (委員長報告)

第三三 堀川しゅんせつに関する請願 (委員長報告)

第三四 加茂川護岸工事施行に関する請願 (委員長報告)

第三五 阿武隈、阿賀河川改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第三六 三根川の砂防、治水河工事促進に関する陳情 (委員長報告)

第三七 阿武隈、阿賀河川改修工事施行に関する陳情 (委員長報告)

第三八 三根川の砂防、治水河工事促進に関する陳情 (委員長報告)

第三九 徳島縣内地經流下災害復旧事業費國庫補助に関する陳情 (委員長報告)

第四〇 五ヶ瀬川の直轄測量調査施行に関する陳情 (委員長報告)

第四一 大淀川えん堤直轄測量費國庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)

第四二 戦災復興土地區画整理事業助成に関する陳情 (委員長報告)

第四三 戦災復興都市計畫事業費國庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)

第四四 不燃都市建設に関する陳情 (委員長報告)

第四五 戦災復興土地區画整理事業費國庫補助増額に関する陳情 (委員長報告)

第三一 大阪市の城東運河、排水路開さく工事施行認可に関する請願 (委員長報告)

第三二 阿仁田沢地城綜合開発事業促進に関する請願 (委員長報告)

第三三 大隅熊毛綜合開發事業促進に関する請願 (委員長報告)

第三四 十津川、紀の川綜合開發に関する請願 (委員長報告)

第三五 南九州綜合開發計畫促進に関する請願 (委員長報告)

第三六 荒川北岸堤防工事促進に関する陳情 (委員長報告)

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所法等の一部を改正する法律案

教育委員会法の一部を改正する法律案

職業安定法の一部を改正する法律案

緊急失業対策法案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

日本専賣公社法の一部を改正する法律案

飯山保安法案

競馬法の一部を改正する法律案

水防法案

大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

日本専賣公社法施行法案

中小企業等協同組合法案

中小企業等協同組合法施行法案

厚生省設置法施行に伴う法令の整理に関する法律案

建設業法案

労働組合法案

労働関係調整法の一部を改正する法律案

労働関係調整法の一部を改正する法律案

國家公務員のための國設宿舍に関する法律案

國家行政組織法の施行に伴う労働関係の整理に関する法律案

三二七

官報号外 昭和二十四年五月七日

参議院會議錄第二十一号

議長報告

議事日程

議事日程

議事日程

議事日程

議事日程

議事日程

議事日程

議事日程

議事日程

議事日程

議事日程

議事日程

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。

自轉車競技法の一部を改正する法律案(原案三郎君外六名提出)

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

裁判所法等の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

教育委員会法の一部を改正する法律案

文部委員会に付託

職業安定法の一部を改正する法律案

緊急失業対策法案

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

労働委員会に付託

同日議長は、左の内閣提出案を通信委員会に付託した。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法に基いて保管する証書の整理に関する法律案

同日議長は、左の衆議院提出案を地方行政委員会に付託した。

飲食営業臨時規程法案

同日議長は、左の予備審査のため左の内閣提出案を委員会に付託した。

大蔵省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案

厚生省設置法施行に伴う法令の整理に関する法律案

内閣委員会に付託

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

日本専賣公社法施行法案

大蔵委員会に付託

鞍山保安法案

中小企業等協同組合法案

中小企業等協同組合法施行法案

農工委員会に付託

競馬法の一部を改正する法律案

農林委員会に付託

水防法案

建設委員会に付託

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

健康保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

特別都市計画法の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法案

刑事訴訟費用法の一部を改正する法律案

司法警察職員等指定職務措置法案の一部を改正する法律案

会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案

灌漑法の一部を改正する法律案

医師法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

米穀対日援助見返資金特別会計法案

有價証券の処分等の調整等に関する法律の一部を改正する法律案

國營鐵道特別会計法案

企業再建整備法の一部を改正する法律案

郵便法等の一部を改正する法律案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案

酒税法等の一部を改正する法律案

揮発油税法案

國民金融公庫法案

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

会社等臨時措置法等を廃止する政令の一部を改正する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

米穀對日援助見返資金特別会計法案

有價証券の処分等の調整等に関する法律の一部を改正する法律案

國營鐵道特別会計法案

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

企業再建整備法の一部を改正する法律案

郵便法等の一部を改正する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

國有鐵道運賃法の一部を改正する法律案

酒税法等の一部を改正する法律案

揮発油税法案

國民金融公庫法案

同日議長から内閣總理大臣及び文部大臣宛左の決議を送付した。

六・三教育制度完全実施に関する決議

同日衆議院において採択することを議決した伊予大島に船だまり築設の請願外二十件の請願及び九山漁港修築に関する陳情外二件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議員から左の質問主意書を提出した。

農業政策等に関する質問主意書(松井道夫君提出)

同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

在外資案についての質問主意書(北條秀一君提出)

司法事務局に関する質問主意書(小川友三君提出)

上田鐵道専門学校校則科大学昇格に関する質問主意書(矢野西雄君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員川上嘉君提出日本々土と奄美大島の交通復旧に関する質問に対する答弁書

参議院議員橋本萬右衛門君提出漆器に対する物品税の改正に関する質問に対する答弁書

参議院議員北條秀一君提出日本人の移民についての質問に対する答弁書

参議院議員帆足計君提出現下の金融梗塞についての質問に対する答弁書

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(銀行局銀行課長)西原 直康君

参議院議員北條秀一君提出引揚開拓民の入植についての質問に対する答弁書

参議院議員北條秀一君提出日本人の移民についての質問に対する答弁書

参議院議員帆足計君提出現下の金融梗塞についての質問に対する答弁書

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(銀行局銀行課長)西原 直康君

(証券取引委員)飯田 純雄君

同日委員長から左の報告書を提出した。

地方行政委員会請願審査報告書第一号

地方行政委員会請願特別報告第一号

地方行政委員会陳情審査報告書第一号

地方行政委員会陳情特別報告第一号

去月三十日内閣から左の議案を提出した。

社会教育法案

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

死体解剖保存法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

關稅法の一部を改正する等の法律案

臨時宅地賃借價格修正法案

國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案

專賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール專賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案

古物營業取締法案

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案

國庫余剰金の繰替使用に関する法律案

協同組合による金融事業に関する法律案

いり、監事費法案

興業債券の発行限度の特例に関する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

未復員者給與法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

社会教育法案

文部委員会に付託

死体解剖保存法案

厚生委員会に付託

同日議長は、左の議員提出案を厚生委員会に付託した。

優生保護法の一部を改正する法律案

(谷口彌三郎君外三名発議)

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案

内閣委員会に付託

古物營業取締法案

地方行政委員会に付託

國家公務員のための國設宿舎に関する法律案

臨時地質賃價格修正法案

官報号外

昭和二十四年五月七日

參議院會議錄第二十一号

質問主意書及び答弁書

國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案

專賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール專賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案

國庫余剰金の繰替使用に関する法律案

協同組合による金融事業に関する法律案

いり、監事費法案

興業債券の発行限度の特例に関する法律案

同日議長は、左の予備審査のための衆議院送付案を商工委員会に付託した。

自轉車競技法の一部を改正する法律案

(原健三郎君外六名提出)

同日議長は、左の予備審査のための議員提出案を衆議院に送付した。

優生保護法の一部を改正する法律案

(谷口彌三郎君外三名発議)

同日委員長から左の報告書を提出した。

建設委員会諸調査報告書第五号

建設委員会諸調査報告書第五号

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(高等海難審判所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

所長)海難審判

同日内閣總理大臣から左の者を第五回國會議員に任命した旨の通知書を受領した。

(銀行局銀行課長)大藏事務官

西原 直康君

(証券取引委員会事務局長)大藏事務官

阪田 純雄君

同日内閣から左の議案を提出した。

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

特殊馬場投票券に関する法律案

臨時缺くす資源回收法案

屋外廣告物法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

認知的訴の特例に関する法律案(古島義英君提出)

同日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

郵便切手賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案

通信委員会に付託

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

臨時缺くす資源回收法案

商工委員会に付託

特殊馬場投票券に関する法律案

農林委員会に付託

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案

労働委員会に付託

屋外廣告物法案

建設委員会に付託

同日議長は、左の予備審査のための衆議院送付案を法務委員会に付託した。

認知的訴の特例に関する法律案(古島義英君提出)

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(主税局税関部長)大藏事務官

伊藤 八郎君

同日板谷順助君外七名から左の議案につき委員会の審査省略の要求書を提出した。

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

同日内閣から左の議案を提出した。

國立身体障害者更生指導所設置法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

經濟調査法の一部を改正する法律案

地方財政法等の一部を改正する法律案

屋外廣告物法案

建設委員会に付託

同日議長は、左の予備審査のための衆議院送付案を法務委員会に付託した。

認知的訴の特例に関する法律案(古島義英君提出)

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

(主税局税関部長)大藏事務官

伊藤 八郎君

一昨四日議員から左の議案を提出した。

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

同日板谷順助君外七名から左の議案につき委員会の審査省略の要求書を提出した。

日本國有鉄道法の一部を改正する法律案

同日内閣から左の議案を提出した。

國立身体障害者更生指導所設置法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

經濟調査法の一部を改正する法律案

地方財政法等の一部を改正する法律案

同日議長は、左の内閣提出案を厚生委員会に付託した。

國立身体障害者更生指導所設置法案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

經濟調査法の一部を改正する法律案

地方財政法等の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

地方行政委員会に付託

去る二日內閣から左の答弁書を受領した。

參議院議員小川友三君提出司法事務局に関する質問に対する答弁書

參議院議員並井伊介君提出病院改称に関する質問に対する答弁書

參議院議員岡村文四郎君提出森林漁業復興資金融通に関する質問に対する答弁書

參議院議員川上嘉君提出税制機構問題に関する質問に対する答弁書

參議院議員矢野西雄君提出上田鐵道專門学校の單科大学昇格に関する質問に対する答弁書

一昨四日委員長から左の報告書を提出した。

飲食營業臨時規程法案修正議決報告書

同日内閣總理大臣から左の者を第五回國會議員に任命した旨の通知書を受領した。

(主税局税関部長)大藏事務官

伊藤 八郎君

(第十八号參照)

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

主要食糧消費者價格に関する質問

(一) 輸入 精米	屯	二八、〇四、〇〇〇	一四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇三、〇八、〇〇〇	超過 供出
(二) 昭和二三年産米	石	二〇、九六、七五	一、〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、九八、七五、〇〇〇	
(三) 昭和二四年産米					
(イ) 一般供出のもの			三、九六、七五	二、九八、七五、二五	
(ロ) 超過供出のもの			二、八七、五	一〇、九八、七五、〇〇〇	
(ハ) 小計			一、元、九六、七五	二、九八、七五、〇〇〇	
(四) 合計			元、九六、七五	二、九八、七五、〇〇〇	
二 麦類					
(一) 輸入 小麦	屯	二、〇六、三三	一、二〇、三三〇	三、九六、七五、二五	
(二) 輸入 小麦粉		三、九六、七五	一、二〇、三三〇	四、〇三、〇八、〇〇〇	
(三) 輸入 大麦		一、八二、五〇	二、七五、〇〇	五、〇七、九一、〇〇〇	
(四) 昭和二四年産大麦					
(イ) 四五班入れ一般供出	豊班	八、九六、七五	二、三〇、〇八〇	二、三〇、〇八〇、九六	
(ロ) 四五班入れ超過供出			二、三〇、〇八〇	一〇、八二、三三〇	
(ハ) 小計			二、三〇、〇八〇	二、三〇、〇八〇、九六	
(三) 五二・五班入れ一般供出	至五班	九六、七五	一、九六、七五	一、九六、七五、〇〇〇	
(ホ) 五二・五班入れ超過供出			二、三三、七五	一、九六、七五、〇〇〇	
(ニ) 小計			二、三三、七五	一、九六、七五、〇〇〇	
(ト) 合計			二、三三、七五	一、九六、七五、〇〇〇	
(五) 昭和二四年産裸麦及び小麦					
(イ) 一般供出のもの	否班	一、三三、〇〇	一、七、八八、一三六	三、六六、一〇三、六六	
(ロ) 超過供出のもの			三、八八、〇〇	二、〇八、二二、三三	
(ハ) 小計			一、七、八八、一三六	二、〇八、二二、三三	
(六) 合計			一、七、八八、一三六	二、〇八、二二、三三	
三 雜穀					
(一) 輸入 玉蜀黍	屯	一、六〇、七三	三、五〇、〇〇〇	四、九〇、七三、七三〇	
(二) 輸入 豆類		三、九六、七五	八、八七、五	二、〇〇、七二、八五	
(三) 昭和二四年産玉蜀黍					
(イ) 一般買入供出 否班		九三、〇〇	一、二五、〇〇〇	一、九六、七五、〇〇〇	

(ロ) 超過供出		二、九六、七五	一、六〇、七三	一、三六、〇〇〇	
(ハ) 小計			一、六〇、七三	一、三六、〇〇〇	
(四) 昭和二四年産豆類					
(イ) 一般供出			一、三三、〇〇	八、八七、五	
(ロ) 超過供出			三、九六、七五	一、三三、〇〇	
(ハ) 小計			一、三三、〇〇	八、八七、五	
(五) 合計			一、三三、〇〇	八、八七、五	
四 生産類					
(一) 昭和二三年生甘藷	一〇貫	三、九六、七五	二、〇〇〇	七、九六、七五	超過 供出
(二) 昭和二四年産生甘藷					
(イ) 一般供出		二、〇〇〇	五、〇七、九一	二、九六、七五、二五	
(ロ) 超過供出			五、〇七、九一	二、九六、七五、二五	
(ハ) 小計			五、〇七、九一	二、九六、七五、二五	
(三) 昭和二四年産生馬鈴薯					
(イ) 一般供出		三、八八、〇〇	三、四、三三	七、四六、三三、〇〇	
(ロ) 超過供出			五、〇七、九一	五、〇七、九一、〇〇〇	
(ハ) 小計			五、〇七、九一	五、〇七、九一、〇〇〇	
(四) 合計			五、〇七、九一	五、〇七、九一、〇〇〇	
五 切干甘藷					
(一) 昭和二三年産切干甘藷		三、九六、七五	二、〇〇〇	六、九六、七五、〇〇〇	超過 供出
(二) 昭和二四年産切干甘藷					
(イ) 一般供出		一、〇五、〇〇	三、二九、七五	四、三四、七五、〇〇	
(ロ) 超過供出			三、二九、七五	四、三四、七五、〇〇	
(ハ) 小計			三、二九、七五	四、三四、七五、〇〇	
(三) 合計			三、二九、七五	四、三四、七五、〇〇	
六 澱粉					
(一) 昭和三年産馬鈴薯澱粉		三、九六、七五	四、三三、〇〇〇	八、三〇、〇〇〇、〇〇〇	
(二) 昭和三年産甘藷澱粉			三、二九、七五	五、一五、〇四、九六	
(三) 昭和三年産馬鈴薯澱粉		三、九六、七五	五、〇〇〇、〇〇〇	八、九六、七五、〇〇〇	
(四) 昭和二四年産甘藷澱粉			六、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇、〇〇〇	
(五) 合計			六、〇〇〇、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇、〇〇〇	
七 甘藷粉					
(一) 昭和三年産甘藷粉		一、九六、七五	一、七、五九、〇〇〇	三、七六、三三、〇〇〇	
(二) 昭和二四年産甘藷粉			一、七、五九、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇、〇〇〇	
(三) 合計			一、七、五九、〇〇〇	一、五〇、〇〇〇、〇〇〇	
(四) 昭和二四年産甘藷粉					
(イ) 一般買入供出 否班		九三、〇〇	一、二五、〇〇〇	一、九六、七五、〇〇〇	
(ロ) 超過供出のもの			三、八八、〇〇	二、〇八、二二、三三	
(ハ) 小計			一、二五、〇〇〇	二、〇八、二二、三三	
(五) 合計			一、二五、〇〇〇	二、〇八、二二、三三	
八 合計					
計					

進駐軍用労働者待遇の一部に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

進駐軍用労働者待遇の一部に関する質問主意書

進駐軍作業に直接従事する労働者も一般の労働者と同じの数の極めて少ない地下タビや靴の配給で作業に困つておる、特殊事情を政府はよく知つておるはずである、一般労働者より多くすべきであるが意見を問う。

右質問に対し答弁を要求する。

内閣参事第五号

昭和二十四年四月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出進駐軍用労働者待遇の一部に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出進駐軍用労働者待遇の一部に関する質問に対する答弁書

生活物資の配分に当つては、國內の産業構造、作業強度等を各視角から勘案検討し、各産業種間の均衡を考慮しつつ決定せられてゐるので、國內供給力の増加を見ない限り現在の配給基準を増加することは困難である。供給力の増加については目下極力努力中であるが、現在の見通しでは供給力の飛躍的増大を期待することは困難なものと思はれる。

薬局法定常備薬と課税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月十一日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

薬局法定常備薬と課税に関する質問主意書

薬局は法定常備薬、数百種類を常にストックして処方箋の求めに應じておる、これは資本の固定にて之のストックに店舗商品豊富の見方から課税の対照になり高率課税で薬局の経営者は困つておる、資本廻轉の三年に一回ぐらゐのこの法定常備薬の課税率の低下を希望し必死で懇願しておるが低下に対し御意見を問う。

右質問に対し答弁を要求する。

内閣参事第六号

昭和二十四年四月二十日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出薬局法定常備薬と課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出薬局法定常備薬と課税に関する質問に対する答弁書

薬局に対する所得税の課税についても、一年間の総収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算し、これによつて課税するのであるから、所得の計算が適正である限り、これに應ずる課税は当然である。在所得を捕提する場合において、在

庫商品のあるなしは、その重要な資料とはなるが、現実に所得とならないものは、現在商品のみでは、課税の対象とはされないものである。

輸入食糧価格等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年四月八日

三好 始

参議院議長松平恒雄殿

輸入食糧価格等に関する質問主意書

敗戦に伴い、食糧の自給力を著しく弱化した我が國にとつて、食糧輸入をめぐり経済関係は、國民経済上の大問題として、今後長く國民経済を規制する一大要素となつた。豊富なる食糧を安値に輸入し得ることは、一面望ましいことでもあり、他面農業恐慌を招来するものとして農村の脅威でもある。殊に輸入食糧の価格がもつ経済的影響力は重大である。

右に關し、最近の事情について左の諸点を質問し、詳細なる数字的答弁を希望する。

- 一、輸入食糧の各生産地(國別)における價格、並に輸送費その他を含めての輸入價格は、三百三十円の輸入為替レートで單價何円となるか。
- 二、右について、單一輸入為替レート決定以前の夫々の為替レート並びに單價
- 三、本年度一年間に予想される輸入食糧の品目別合計金額
- 四、從來の食糧輸入費負担の情況並に將來の方針

内閣参事第六号

昭和二十四年四月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員三好始君提出輸入食糧價格等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員三好始君提出輸入食糧價格等に関する質問に対する答弁書

(1) 参議院議員三好始君提出輸入食糧價格等に関する質問に対する答弁書

一、輸入食糧の各生産地における價格(單位一ブッシュに當り)

(2) ドル建輸入價格を三三〇円の比率で換算した四單價(單位一屯當り)

二、從來の輸入レート及び單價(單位一屯當り)

三、本年度予想される輸入食糧の品目別合計金額

四、從來輸入食糧についての、そのドル建輸入價格の如何に拘らず、貿易會計が國內産のもの生産者價格と同額で食糧管理特別會計に拂下を行つていたが、今後この

農家の共同製造場許可に関する質問主意書

昭和二十四年四月八日 三好 始

参議院議長松平恒雄殿
農家の共同製造場許可に関する質問主意書

農家が昔からの生活習慣として、
祭等の際に甘酒を製造し、或いは、味
噌、醬油等を多く自給して来たこと
は、農民経済の必然の情態であつた
と言える。然してこれらの原料とし
ての麹は、麹製造業者に製造を依頼
する場合と、自家製造する場合とが
あつたが、近時協同組合活動発展の
氣運に伴ひ、共同製造場設置の傾向
が強くなりつつある。

然るに、自家製麹には制限を設け
ないに拘らず、これを合理化するもの
としての麹共同製造場の許可には極
めて厳格な制限を設け、米を原料と
する麹の共同製造は一切許可しない
方針のようである。米以外の原料を
使用する麹の共同製造も、農民生活
の実状を無視した規定で制限してい
る。これは、恐らく密造酒予防の措
置と認められるのであるが、製造業
者の製麹並に個人の自家用製麹が安
全であつて、協同組合等の製麹が密
造酒に利用される危険があるとは、
到底考えられないのである。かくの
如きは、農協協同組合の活動を不当に
抑圧するものと言われなければならない。
政府は右に關する現行の許可方針
を改める意図があるかどうか明確に
答弁されたい。

内閣参事第六二号

昭和二十四年四月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂
参議院議長松平恒雄殿

参議院議員三好始君提出農家の共同
製造場許可に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員三好始君提出農家の共同
製造場許可に関する質問に對
する答弁書

農家の共同製造に關しては、現在政府
は農民が都道府縣知事の定める数
量の範囲内で、その保有主食の中か
ら米麦等を麹の自家製造又は製造業
者に対する委託製造の目的で使用す
ることを認めている。

米を原料とするものの製造は、そ
れは酒類密造の具に供せられる虞が
充分あるので、慎重を期し、目下の
ところ何人に対しても、新規に免許
を附與しない方針を採つてゐる。

又米以外の原料を使用するものに
ついては、法定の要件を具備し、且
つ味噌醬油等の共同製造場であつて
その場で、その麹が原料として使用
せられる場合等酒類密造のために使
用される懸念の生じないことがあき
らかなものについては、免許を附與
することと致している。

政府としては現在免許者の数は相
当多く、十分需要に應ずることが出
来てをり、免許者の数を余り多数と
することは弊害が多いと考へてい
る。

デイスインフレと労働政策に對す
る質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十四年四月十一日

小川 友三
参議院議長松平恒雄殿

デイスインフレと労働政策に對す
る質問主意書

デイスインフレよりデフレに移行
しつつある今日、政府は労働政策中
賃銀引き下げの時の来るを計画、今
より着手すべきであるが意見を問
う。

右質問に對し答弁を要求する。

内閣参事第六五号

昭和二十四年四月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂
参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出デイス
インフレと労働政策に對する質問に
對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出デイス
インフレと労働政策に對する質問
に對する答弁書

今後デイスインフレに即應するた
めには、労働の生産性を高めること
が、喫緊の必要事であることはい
までもない。これがためには、動
業者が勤勞意欲を高め、その全能力を
挙げてその本来の労働に集約し、内
職その他にこれを散失せしめざるこ
とが必要である。

もとより、生産の向上を伴わざる
賃金の上昇は、企業三原則の建前か
ら到底許さるべきではない。且つ
又九原則の実施により、日本経済の
眞の安定を期するために、勤勞者も
亦敢えて自らの生活耐乏を克服し
て、生産増大に協力することが要望
せられてゐることはいふまでもな
い。

最近勤勞者の賃金は、若干上昇の
傾向にあるが、物價及び生計費の実

情よりして、生活安定の見地からは
いまだこれを充分なりとは断じがた
いので、今日の段階においては、直
ちに賃金収入を引下げるが如き措
をとるよりは、労働の生産性の向上
が賃金収入の増加となり、自然勤
勞者はその本来の仕事に安んじて従
事しうが如くすることが、むしろ合
理的である。

保健所の設備等に関する質問主意
書

右の質問主意書を國會法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十四年四月十日

小川 友三
参議院議長松平恒雄殿

保健所の設備等に関する質問主意
書

全國の保健所は八〇%がバラツク
である。又出張するに自轉車もな
く徒歩である。自轉車を一ヶ所少く
も二台以上を支給する当然性を政府
は知るべきであるが、意見を問う。
又保健所にレントゲンが九〇%以
上も設備されてないが、政府は支
給する考へがあるか、意見を問う。
右質問に對し答弁を要求する。

内閣参事第六四号

昭和二十四年四月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂
参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出保健所
の設備等に関する質問に對し、別紙答
弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出保健
所の設備等に関する質問に對する
答弁書

保健所の建物及びその設備の現状
について申し上げると建物につい
ては、保健所現在数六七五箇所のう
ち、比較的良好と思われる三百坪以
上のものは五〇箇所、又百坪未満の
ものは三三三箇所であり、このうち
借家又は間借のものは二四六箇所と
なつております。設備につきまして
は

×線装置の定置型のあるもの 四〇一箇所

×線装置の間接撮影のあるもの 四〇四箇所

試験検査施設のあるもの 九九箇所

齒科施設のあるもの 六四箇所

性病診療施設のあるもの 四〇六箇所

であり、なお自轉車につきまして
は一箇所平均二台配置されてお
ります。

いずれに致しましても保健所は、
公衆衛生の第一線機関として行政事
務を取り扱い、指導を行ひ、試験檢
査、予防的治療も行ひるので、極め
て重要なところでありますからその
建物設備等につきましては、政府と
致しまして今後共一層努力致す考
えであります。

生活保護者の子女の高等教育に關
する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條
によつて提出する。

昭和二十四年四月十二日

坂井 伊介
参議院議長松平恒雄殿

生活保護者の子女の高等教育に關する質問主意書

生活保護者以下被保護者といふが、その子女の高等専門教育につき、悲痛なる進退難に悩んで居ることは御承知の通りである。

文化國家建設については、教育の機会均等に即する高度の適能教育が行われなければならない。

しかるに、被保護者の子女で、進んで高等教育を受けようとするれば、生活保護を停止せられるので、如何に優秀なる天分に恵まれた者でも、義務教育以上の高等教育は正式に受け得られないことになつてゐる。

かくては、個人としては、天分發揮の門戸は閉ざされ、自然貧乏相續を強いられ、やがては、思想の惡流におおれること無きまへ保し難く、又、國家としては、あたかも英能良材を地中に埋めることとなり、廣く及ぼすその損失は、実に計り知れないのである。

ここにおいて、被保護者の子女中、有能の者に対しては、当面の措置として、大日本育英会（以下育英会という）の奨学金の貸與を受けさせるの道を開くことが緊要であると思ふ。けれども、育英会の現行事業では、この辺のことが考慮せられていないから、社会上特に關心を持たなければならぬ被保護者の優良兒は、高等教育の天地から締め出しを食ひ、憲法第二十六條第一項における應能受教の權利を奪われている状態である。

故に、今後、育英会の事業にワタを設け、採育すべき奨学生の總數の内、少くともその六〇％は被保護者の子女を採育するようにすれば、育英会の國家的、社会的使命達成上、その成果は一層高揚し、一方、問題事業の欠陥は補われ、他面、防貧救貧の施策上、有効なる一助ともなると思ふ。

右に対する政府の処見を問ひ、文書答弁を求める。

内閣参事第六一號

昭和二十四年四月二十二日

内閣總理大臣 吉田 茂

参議院議長松平恒雄殿
参議院議員堀井伊介君提出生活保護者の子女の高等教育に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員堀井伊介君提出生活保護者の子女の高等教育に關する質問に對する答弁書

日本育英会は、御承知のとおり優秀な生徒であつて経済的理由から修學困難な者に対して、學費の貸與を行つてその學業を完成させ、將來社會のために貢獻できる人材を援助することを目的としておりまして單なる社會事業とは趣が異なるのであります。

しかしながら、今日日本が奨學生を採用するにあたりましては、從來の卒業中心主義を大きく緩和しまして、その學生の家庭的境遇及び社會的立場について十分な考慮を加える方向に進んでおります。たとえば昭和二十三年度における奨學生新規採用者は、その九％が戦災者、一四％が引揚者、二五％が未亡人等の子弟でありまして、約半数の者がこのように家庭的、社会的條件を考慮されております。

したがつて生活保護をうけている者の子弟も採用されておりますし、將來も申込が有りますればこれらの恵まれない人々を努めて好意的にとりあつて方針であります。しかし、予算上きつめて少數の奨學生を採用するにあつて、あらかじめ一定のパーセンテージによるわくを設けることにつきましては、本会の運営上いかかかと存じます。

しかしながら、本会が十分な予算をもつてより多數の學生生徒を採用することになりますれば、當然この点が解決されるものと存じますから、政府としましては、本會の事業擴張のために今後一層の努力をいたす所存であります。

○議長（松平恒雄君） これより本日の會議を開きます。

日程第一、飲食営業臨時規程法案（衆議院提出）を議題といたします。先ず委員長（岡本愛祐君）の報告を求めます。地方行政委員長岡本愛祐君。

報告書

飲食営業臨時規程法案

右多數をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月四日

地方行政委員長 岡本 愛祐

参議院議長松平恒雄殿

飲食営業臨時規程法案に対する修正案

飲食営業臨時規程法案を次のように修正する。

第三條第一項中「主務大臣の定めるところにより、」を「主務大臣の定める手續により、」に改める。

同條第二項中「前項の規定による都道府縣知事の許可は、」を「都道府縣知事は、」に改める。

同條第三項及び第四項を次のように改める。

3 都道府縣知事は、同一の場所にあつては第一項の飲食營業の二種類以上を許可してはならない。但し、特別の事情のある場合は、この限りでない。

4 都道府縣知事は、第一項の規定による許可をしようとするときは、營業の設備及び場所、來客予想數等を調査し、食糧の合理的消費に妨げがあると認めるときは、その許可をしてはならない。

第十一條第一項中「不正の事實があると認めるときは、命令の定めるところにより、」を「不正の事實がある場合において著しく第一條の目的に反すると認めるときは、」に改める。

同條第二項中「命令の定めるところにより、」を削る。

3 都道府縣知事は、前二項の処分をしようとするときは、当該營業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

4 都道府縣知事は、第一項又は第二項の処分の原因と認められる違反行為並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに当該營業者に通告し、且つ、聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

第十三條中「一年以下の懲役又は」を削る。

第十四條中「六箇月以下の懲役又は」を削る。

第十五條中「前三條」を「第十二條」に改める。

附則第三項中「昭和二十二年政令第百十八號（昭和二十二年七月一日）及び昭和二十三年政令第九十八號（昭和二十三年四月三十日）により飲食店營業につき、營業の許可を受けている者は、」を「昭和二十四年四月三十日現在において、飲食營業緊急措置令（昭和二十二年政令第百十八號）により飲食店營業につき、營業の許可を受けていた者は、」に改める。

附則第四項中「（昭和二十二年政令第百十八號）を削る。

多數意見者署名

岡田真久治 柏木 庫治

鈴木 直人 林屋龜次郎

寺尾 豐 藤井 新一

西郷吉之助

要領書

一、委員會の決定の理由
現在飲食營業は旅館、外食飲食堂及び喫茶店以外は、昭和二十二年政令第百十八號飲食營業緊急措置令で禁止されているが、その取

緒は経済的社会的に困難である。よつてこの際主要食糧等のやみ取引を防止し、国民生活の実情に副う合理的な措置を講ずることが必要であつて、本法は修正箇所を除いては大体において妥當なものと考えられる。

二、事件の利害得失

飲食営業を適当に規程して、主要食糧等のやみ取引を防止することができ。

三、費用

この法律の施行に當つて別に費用を要しない。

飲食営業臨時規程法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十四年四月二十八日

衆議院議長 幣原喜重郎

参議院議長 松平恒雄君

飲食営業臨時規程法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、主要食糧等のやみ取引を防止し、その有効な活用を促進するため、飲食営業の合理的な規程を行うことを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「飲食営業」とは、設備を設け、客に飲食物を提供して飲食させる営業をいふ。

(飲食営業の許可)

第三條 飲食営業を営むとする者は、左に掲げる営業の種類ごとに、主務大臣の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 外食券食堂(外食券と引換に、食事を提供する営業をいう。)
二 めん類外食券食堂(外食券と引換にうどん、そば、冷麦、中華そばその他のめん類を提供する営業をいう。)

三 旅館(一泊又は半泊定の宿泊料を取つて、客を宿泊させ、外食券と引換に、宿泊に伴う食事を提供する営業をいう。)

四 鮮食店(食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第二條の規定による主要食糧及びこれを調理加工したもの(以下「指定主食」といふ)以外の料理又は酒類その他の飲物を提供する料亭、待合、カフェ、キャバレーその他の営業をいう。)

五 喫茶店(酒類以外の飲物、果物又は指定主食を原材料としない菓子類を提供する営業をいう。)

2 前項の規定による都道府県知事の許可は、左の各号の法律の規定により許可を受けなければならないものとされている営業については、それらの法律の規定による許可を受けた者以外の者には、してはならない。

一 食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)第二十一條
二 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二十二号)第二條
三 旅館業法(昭和二十三年法律第三十八号)第三條

3 都道府県知事は、第一項の許可をするに當つて、営業の取締上必要な条件を附することができる。

4 都道府県知事は、経済安定本部總裁の定めるところにより、食糧の合理的消費に妨げがあるとときは、第一項の許可をしてはならない。

(営業の標記)

第四條 前條の規定により営業の許可を受けた者は、都道府県知事の交付する許可証をその営業設備内に備え、且つ、店頭その他見易い場所に、主務大臣の定める様式の標記を掲げなければならない。

(委託加工の禁止)

第五條 飲食営業を営む者は、消費者の委託を受けて、その持参する飲食物の調理加工をしてはならない。

(指定主食に関する制限)

第六條 旅館、外食券食堂又はめん類外食券食堂を営む者が、その営業上提供する場合作を除き、飲食営業を営む者は、指定主食を提供してはならない。

第七條 旅館、外食券食堂又はめん類外食券食堂を営む者は、外食券と引換でなければ、食事を提供してはならない。

(料理提供に関する制限)

第八條 鮮食店を営む者は、主務大臣の定める調製券と引換でなければ、料理を提供してはならない。

第九條 飲食営業を営む者は、その提供する飲食物の価格につき、物價統制令(昭和二十一年勅令第八十八号)の規定に基いて定められた統制額を遵守しなければならない。

(報告の義務)

第十條 飲食営業を営む者は、主務大臣の定めるところにより、第七條又は第八條の規定に従つて引き換えた外食券又は調製券の数につき、市区町村長又は主務大臣の定める者の確證を受け、これを都道府県知事に報告しなければならない。

(営業の停止又は営業許可の取消)
第十一條 都道府県知事は、飲食営業を営む者が、この法律若しくはこの法律に基く命令若しくは処分違反し、虚偽の申請若しくは報告をし、又は原料の入手その他につき不正の事実があると認めるときは、命令の定めるところにより、その営業を停止し、又はその営業の許可を取り消すことができる。

2 前條の外食券又は調製券の数が、主務大臣の定める期間内に、主務大臣の定める数に達しなかつたときは、都道府県知事は、やむを得ない事由があると認められた場合を除き、命令の定めるところにより、その飲食営業を営む者の営業を停止し、又はその営業の許可を取り消さなければならない。

(罰則)
第十二條 第三條第一項の規定による許可を受けずに飲食営業を営んだ者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十三條 第五條から第八條までの規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十四條 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の都道府県知事の許可を受けるに當り、虚偽の申請をした者
二 第四條の規定に違反した者
三 第十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第十五條 前三條の違反行為を行つた者に対しては、情狀により懲役及び罰金を併科することができ。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十二條から第十四條までの違反行為を行つた場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、昭和二十五年五月一日又は経済安定本部廃止の日のいずれか早い時にその効力を失ふ。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、その時以後もなおその効力を有する。

3 昭和二十二年政令第百十八号(昭和二十二年七月一日)及び昭和二十三年政令第九十八号(昭和二十三年四月三十日)により飲食店営業につき、営業の許可を受けている者は、この法律施行の日から

二箇月間は、その営業の種類について、この法律により営業の許可を受けたものとみなす。

4 飲食営業緊急措置令(昭和二十二年政令第十八号)は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令はなおその効力を有する。

5 経済調査法(昭和二十三年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「飲食営業緊急措置令」を「飲食営業臨時規整法」に改める。

〔岡本愛子君登壇、拍手〕

○岡本愛子君 只今議題となりました飲食営業臨時規整法案の地方行政委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本法案は衆議院議員星島二郎君外六名提案、衆議院提出のものであります。その提案理由及び主な内容は、「現在飲食営業は旅館、外食券食堂及び喫茶店を除いては、昭和二十二年政令第一一八号飲食営業緊急措置令によつて全面的に営業を禁止されているに拘わらず、事実上料亭、待合等の裏口営業が行われ、而もこれを取締ることには経済的社会的に困難な状態にあるので、尙この事態を継続して行くことは、国民生活を不明朗ならしめ、主要食糧等の流通秩序を紊乱することになる。そこでこの際、飲食営業について国民生活の事情に副うより合理的措置を講じ、国民生活の明朗化を図ると共に、主要食糧等の流通秩序の確立と

秘収の確保に資せんとするものである。即ち本法案は、飲食営業を全面的に再開すると共に、半面、主食及び醬油等統制食糧の横流れを防ぎ、大切な食糧の浪費、闇取引の助長を防止する措置をも講じ、旅館、外食券食堂又は「めん類外食券食堂」を営む者は、外食券と引換でなければ食事を提供してはならない、それ以外の飲食営業者は指定主食を提供してはならない、飲食店営業者は、主務大臣の定める副食券と引換でなければ料理を提供してはならないとし、又すべての飲食営業者は消費者の委託を受けてその持参する飲食物の調理加工をしてはならない」というのであります。

地方行政委員会においては、数回にわたり提案者並びに経済安定本部の政府委員との間に質疑應答を重ねたのであります。その論議のうち主要な点を申し上げますと、先ず現在国民は耐乏生活を要求され、今後失業者も多数出ることが予想されるが、料飲店の再開によつて、提案者の説明のごとく国民生活の明朗化を期待できるであろうか、大いに疑問であるとの質問に対し、提案者側から、本法案は経済九原則に沿つて立案せられたものでなく、その線に沿つて立案せられたものである。飲食営業の大部分は大量の利用するものであつて、今同再開の料飲店が一部整へるに過ぎないに過ぎないと思ふとの答弁がありました。次に本法案の各所において法律事項を命令以下に委任しておる点が問題となり、これは営業権の自由を行政権で制限し得る途を開くものであつて、人権擁護の立場から看過し難いとの意見があり、これに対し、本法案は基本的事項だけを法律で規定して、その枠内における細部の点は、法律を實施して見た上で、その実情に應じ、取締の寛嚴よろしきを制して、弾力性のある規程を行ひ得るよう、行政命令や責任者の取扱に委ねたものであるとの答弁がありました。次に第五條と第八條とが論議の対象となり、第五條において飲食物の持込みを認めながら、調理加工を禁止するのは片手落ちであり、又第八條において規定する副食券の制度は、徒らに煩瑣であつて、共に取締が極めて困難であり、実効を挙げ見込が薄いと思はれるから、むしろ第五條及び第八條は削除すべしという反対意見がありました。これに対し、主要食糧等の闇取引の防止を主眼とする本法の立前よりして、第五條も第八條も共に必要な規定であつて、その施行が困難であるという理由だけで、これらの條文を削除して、いわゆる野放し状態に放任することは、現在の國情よりして到底許さるべきでないという答弁がありました。次に露店でもよくと飲食をやつても、副食券が必要になるとすれば、余りに実情に副わない無理な規定であり、勵行は困難であるから、規定の運用上、露店は飲食店から除外する取扱が望ましい。一面いろいろな事情もあるが、その間の実情に即した取扱を政府に要望するとの質問に対しては、政府委員より、本法の運用に當つては成るべく趣旨に副うように善処したいとの答弁がありました。その他質疑應答の詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて慎重なる論議を重ねた後、五月四日討論に入り、先ず西郷委員より次の修正案が提出され、尙、修正以外の点は原案に賛成する旨の発言がありました。

飲食営業臨時規整法案を次のように修正する。

第三條第一項中「主務大臣の定めるところにより」を「主務大臣の定める手続により」に改める。

同條第二項中「前項の規定による都道府県知事の許可は」を「都道府県知事は、」に、「してはならない。」を「前項の規定による許可をしてはならない。」に改める。

同條第三項及び第四項を次のように改める。

3 都道府県知事は、同一の場所にあつては第一項の飲食営業の二種類以上を許可してはならない。但し、特別の事情のある場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、第一項の規定による許可をしようとするときは、営業の設備及び場所、客予想数等を調査し、食糧の合理的消費に妨げがあると認めるときは、その許可をしてはならない。

第十一條第一項中「不正の事実があると認めるときは、命令の定めるところにより、」を「不正の事実がある場合において、著しく第一條の目的に反すると認めるときは、」に改める。

同條第二項中「命令の定めるところにより、」を削る。

同條に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、前二項の処分

をしよとするとときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の処分の原因と認められる違反行為並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに当該営業者に通告し、且つ聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

第十三條中「一年以下の懲役又は」を削る。

第十四條中「六箇月以下の懲役又は」を削る。

第十五條中「前二條」を「第十二條」に改める。

附則第三項中「昭和二十二年政令第百十八号(昭和二十二年七月一日)及び昭和二十三年政令第九十八号(昭和二十三年四月三十日)により飲食店営業につき、営業の許可を受けている者は」を「昭和二十四年四月三十日現在において、飲食営業緊急措置令(昭和二十二年政令第百十八号)により飲食店営業につき、営業の許可を受けていた者は」に改める。

附則第四項中「昭和二十二年政令第百十八号」を削る。

次に、三木委員より、本法案は現下の経済情勢に合致せず、又内外の情勢上無理を生ずる虞れがあり、特に五條、七條、八條のごときは実施に困難である。従つて公けに営業ができることによつて、必然的に食糧の闇取引を助長する。法治國において破られること必至の法律を制定することは適当でないという理由で反対討論があり、次に林屋委員より、この法案は條文が煩瑣に過

ぎ、実行困難であると思ふが、質疑の際指摘した諸点について、政府の最善の努力を期待して、止むを得ず修正案に賛成するとの発言がありました。次いで採決に入り、先ず西郷委員提出の修正案につき採決の結果、多数を以て修正案を可決いたしました。次に修正部分を除く原案につき採決の結果、これ又多数を以て可決いたしました。よつて本法案は修正議決を見た次第であります。

最後に修正の理由を簡単に説明いたします。

第三條第一項の修正は、営業許可に關する手續のみを主務大臣の命令に委任することを明確にいたしました。

第三條第二項の修正は、他の各項との權衡上條文を整えただけでありました。

第三條第三項の修正は、原案が知事に委任せんとしている内容を、この法案自身において明らかにし、二種以上の飲食営業の兼業は原則として許可しないこととし、特別の事情ある場合にのみ兼業を認めることにいたしました。

第三條第四項の修正は、原案の眞意を明確に表現するため、字句を補う必要があると認めたのであります。

第十一條第一項及び第二項の修正は、手放しで命令の定めるところにより営業停止又は営業の許可の取消しという重要な処分が行われることは、営業権という人権擁護の立場上、不可でありますから、都道府縣知事の処分に対し、法律上一定の制約を設けんとするものであります。

又第十一條に新たに第三項、第四項

を追加して、公開聴聞に關する規定を設けたのは、人権擁護の立場から、風俗営業取締法、旅館業法等の例に倣つて、処分を受ける相手方に公開の聴聞という方法によつて弁明する機会を法律上保証することが必要と考えたからであります。

第十三條、第十四條の修正は、この二條に規定する懲役刑が、他の取締法規の罰則との均衡上、酷に失せると認められるので、刑罰法規の体系に一貫した筋を通すため、懲役刑の規定を削除したのであります。

第十五條及び附則第三項、第四項の修正は、共に條文整理の意味に過ぎないのであつて、實質的な内容を有するものではありません。

以上を以て飲食営業臨時規程法案に對する地方行政委員會の審議の経過並びに結果についての御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 本案に對し討論の通告がござります。これより發言を許します。中野重治君。

〔中野重治君登壇、拍手〕

○中野重治君 日本共産黨はこの料理屋飲食店をもう一度開くという法律案に反對します。この理由を簡単に話します。大体今の委員長の詳しい説明によつて、すでにこの法案がよくないといふことが明らかであつたと思ひますが、尚この外に多少附け加へたいことがありますから、これを話します。大体、大衆的な料理屋、飲食店、食堂、こつちのものを今まで店を閉めさせて、そして非常に窮地に陥れて、而かも裏口営業をやつてゐるだらうと認めて、これに税金を課して來た。これを

そこから解放して、こうして大衆的な料理店や飲食店をもう一度開かせる、そして良い飲み物を飲ませ、ちゃんとした食べ物や食糧を飲ませて、ちゃんとした食べ物や食糧を飲ませて、又商賣をやる人たちにしてみれば、適當なる税金を納めつつ喜んで商賣ができるようにしなければならぬといふのは、これは共産黨の要求でありますから、若しそういうものであるならば我々はこれに賛成したのですけれど、法案をよく見てみますと、これは高級料理店といふものを保護し、必要なら大衆的な飲食店、露店などはこれを苦しめるという方式になつておる。而もこの大衆的な飲食店その他等々を苦しめることにおいて、そういう方面の犠牲において、高級料理店を保護するといふことになつておるから、我々はどうしてもこれに反對しなければならぬ。これは今も説明がありました。この十一條を見ればよくそれが分ります。いろいろな点で多少の修正がありましたが、それは文句の修正、或いは表面上の修正であつて、内容は、或いは精神は全く變らない。第十一條の二項を見ますと、「命令の定めるところにより」といふのは今これを變えるよりでありますけれども、本來は、「前條の外食営業又は副食営業の数が、主務大臣の定める期間内に、主務大臣の定める数に達しなかつたときは、都道府縣知事は、やむを得ない事由があると認めた場合を除き、命令の定めるところにより、その飲食営業を営む者の営業を停止し、又はその営業の許可を取り消さなければならぬ」といふことになつております。そこで主務大臣とか都道府縣知事とか

いろいろな人々が、三軒茶屋の焼とり屋に行くか、或いはそこらの露店に行くかと言へば、そういう人々は必らず天ぷら御殿に行く。これは從來そうやつて來ておりました。(その通り)と呼ぶ者あり(即ち元の貴族とか、大臣とか、大層屋とか、或る種のお寺、それらの當んでおる料理屋に、そういうところに行けば行く。ですから、主務大臣の定める時期に、主務大臣の定める数が足りないといふことになれば、主務大臣、都道府縣知事は、一族郎党を引連れて、そういうところに行つて徹まり込めばそれで数に達するといふことになる。それでそれから、たとえ間違ひがあつても、これは止むを得ない事由があるといふ仕掛けになつておる。営業停止、許可の取消になるかの心配は、こつちの高級料理店にはあり得ないといふことになつておる。その逆が大衆的な方面にかぶさつて來ておる。今度の野放し営業にすでにそのことは現われております。

それから税金はどうなるかと言ひますと、これは非常に大切な問題であつて、今までは裏口営業をやつておるだらうと天下りの見で、これを強制的に取上げた。今度はこれは表口の法となつて廻つて行く。よく追刻ぎなんかがつて人を捕まえて追刻ぎしますが、これは取れば逃げて行つてしまひます。この際その追刻ぎが強奪して置きながら、これはあなたに差上げたものであります。これはあなたに証文を取れば、これは戦慄すべきものであります。丁度そういう方式にならうと思ふ。罰金なんかについで同様であつて、懲役がなくなつて罰金といふことになりましたが、

これは多くの人々は、中以下の人々は、罰金を取られるよりは懲役に行つた方がいいといふくらいです。これは、こつちのことがあつてはならないけれども、民自黨の政府がそういうところを追込んで來ておる。ところが天ぷら御殿の方は、罰金なんかの分は一定の期間、供託所に預けて置けばどうんどうやつておつても儲かる。こつちの方式になつておる。そして、こつちの罰金その他は、所得税、營業税、手数料、それと農民からの強權供出等に被さつて、こつちの高級飲食店に注ぎ込まれるといふことになる。民自黨は公約をすべて破棄したといふことを言われております。それでたつた一つ残つたのはこれだと言われている。それで、たつた一つでも約束を果させてやりたい、できればこれを援助したいといふのは、我々の心にもありますけれども、(笑聲)こつちの性質のものであるから、こつちのたつた一つ残つたと言われるのも、我々は微塵に打碎かなければならぬ。そうしなければ日本の人民は困るのでありますから、こつちの意味で我々日本共産黨はこの法案に反對するものであります。

○議長(松平恒雄君) これにて討論通告者の發言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でござります。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めま

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

五ヶ瀬川を直轄施行河川に編入の請願

請願者 宮崎縣延岡市長 仲田 又次郎外七名

右の請願は

延岡市を貫流する五ヶ瀬川は、地形極めて複雑な河川であるので昭和十八年九月の大洪水に際しては既成堤防が決壊したため、市の根拠地帯は水底に没し、その被害はじつ大であつたから、これをしのぐ大洪水が要來すれば、東九州唯一の工業中心地である本市の機械工業並びに化学工業諸工場の施設は全滅するの外はない状態で、これにより影響するところは、單に一地方の問題のみではなく日本再建の上に重大な障害となるものであるから、本河川を直轄施行河川に編入の上、昭和二十四年度には調査を以つて調査を完了するよう直轄調査費を計上せられたとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
魚野川災害復旧工事促進に關する請願
請願者 新潟縣南魚沼郡六日町 議會議長 山崎貞治外十八名

右の請願は

新潟縣南魚沼郡を貫流する魚野川は、水源地帯の森林濫伐によつて年とともに出水回数、水量ともに増大し、最近の上流からの土砂放出のため河床の隆起がはなはしく水害の虞が多分にある。特に昨年のアイオン台風による被害は非常に大きく、今後より以上の災害を予想されるから、本部の調査と称せられる流域地帯の食糧増産等のために、現在計画中の災害復旧工事の施行を促進せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
魚野川支流砂防工事等施行に關する請願
請願者 新潟縣南魚沼郡六日町 長 雲尾東吾外十八名

右の請願は
新潟縣の魚野川及びその支流河川は、いづれも延長距離に比して高低がはなはだしいので、ごう雨の都度河水はん氾し又土砂の流出多く、耕地の荒廢、家屋の浸水等被害が大きいから、國土保全と民生安定のためすみやかに砂防工事を実施されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

利根、荒川河川改修工事促進に關する請願

請願者 埼玉縣浦和市仲町二ノ九一 埼玉縣治水対策委員會 會内 武正總一郎外五十三万七千四名

右の請願は

埼玉縣利根川は利根川荒川二大河川の恩恵によつて農業を営んでゐるが、一面この河川により累年甚大なる水害をこうむつてゐる本川の恒久的治水工事費を期するため、利根川改修工事費として昭和二十四年度に二十四億四計上せられ、栗橋鐵道橋つり上げ工事と併行して同東武鐵道橋のつり上げ工事を実施せられ、本川護岸工事の完成に万全を期せられるとともに、荒川上流改修工事費として昭和二十四年度において二億四計上せられ、本川改修計画による未完成工事を本年度出水期までに施行されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
意見書案
松浦川改修工事施行に關する請願
請願者 佐賀縣東松浦郡東塚村 長 遠藤竹之助外七名

右の請願は

松浦川は佐賀縣西北部穀倉地帯を流れる縣下第一の河川で、その延長四十五キロにわたつて、七千町歩の水田をうるおし、十一万の住民に水利舟運の便を與へてゐる。しかるに松浦川の治水と沿岸一帯の治山に關する対策が、数十年來捨てて顧みられないために、毎年洪水を起し、堤防の決壊、田畑の埋没等、その被害は數十億に達してゐるが、年々の小規模な復旧対策では、災害を繰返すのみであるから、國庫の高額補助をもつて本格的改修を実施せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
參議院議長 松平 恒雄
內閣總理大臣吉田茂殿
建設委員會請願審査報告書第二号
第三十四号 一ツ瀬川及びその支流三財川の改修工事施行に關する請願
第七十七号 半場川外三河川の砂防工事施行に關する請願
第九十一号 揖保川改修工事促進に關する請願
第九十八号 佐波川堤防改修工事促進に關する請願
第一百十号 吳市の治山事業施行に關する請願
第一百三十七号 山國川渡勢砂防

工事施行に關する請願(二通)

第一百三十八号 熊原、杉倉河川砂防工事施行に關する請願

第二百四号 高瀬川改修工事施行に關する請願

第二百五号 高瀬、地蔵院河川改修工事施行に關する請願

第二百二十三号 富田川改修工事施行に關する請願

第二百四十九号 豊平川改修工事促進に關する請願

第三百一十号 狩野川改修工事促進に關する請願

第三百十号 江川、周布川、三隅川三河川の砂防工事促進に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年四月十六日
建設委員長 石坂 豊一
參議院議長 松平 恒雄
建設委員會請願特別報告第二号
一ツ瀬川及びその支流三財川の改修工事施行に關する請願
第三十四号 宮崎縣宮崎郡廣瀬村長 宮田弘外八名提出
半場川外三河川の砂防工事施行に關する請願
第七十七号 島根縣知事 原夫 太郎外十八名提出
揖保川改修工事促進に關する請願
第九十一号 兵庫縣揖保郡龍野町長 末廣茂吉外二名提出
佐波川堤防改修工事促進に關する請願
第九十八号 山口縣防府市役所内 佐波川堤防改修促進期成同盟 會内 田邊利雄外二名提出

吳市の治山事業施行に関する請願
第百十号 廣島縣吳市長 鈴木
衛外一名提出

山國川直轄砂防工事施行に関する
請願(二通)
第百三十七号 大分縣知事 細
田徳壽外十六名提出

熊鷹、杉倉河河川砂防工事施行に
関する請願
第百三十八号 青森縣三戸郡上
郷村長 小坂義徳提出

高瀬川改良工事施行に関する請願
第百四号 奈良縣添上郡樺本
町長 中西與志一外一名提出

高瀬、地蔵院河川改良工事施行
に関する請願
第百五号 奈良縣添上郡樺本
町長 中西與志一外二名提出

富田川改修工事等施行に関する請
願
第百二十三号 和歌山縣西牟
婁郡東富田村長 湯川博次郎
外十名提出

豊平川改修工事促進に関する請願
第百四十九号 札幌市長 高
田富典外八名提出

狩野川改修工事促進に関する請願
第百一号 静岡縣熱海市つる
や旅館内 島山鶴吉外二十七
名提出

江川、周布及び三隅三河川砂防工
事促進に関する請願
第百十号 島根縣濱田市長
岡本俊人外十名提出

右十三件の請願は内閣に送付するを
要するものと審査決定した。よつて
別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年四月十六日
建設委員長 石坂 豊一
参議院議長 松平 恒雄

意見書案
一ツ瀬川及びその支流三財川の改
修工事施行に関する請願
請願者 宮崎縣宮崎郡廣瀬村長
宮田弘外八名

右の請願は
宮崎縣下一ツ瀬川は、豪雨の際に沿
岸一帯にはん濫して家屋道路の浸水
耕地の流失等損害が多く、この救済
策として昭和七年以来の河川改修工
事計画も、戦争のため実行至難とな
つていたが、関係町村民はこの実施
の急務を痛感している実状であるか
ら、工事施行未済の本流の一部及び
、支流三財川筋の部分に対して早
急に工事を行はせられたいとの趣旨
であつて参議院は、願意の大体は妥
当なものなりと思ふ。よつて内閣は
鋭意これが実現に努力せられたい。
ここに国会法第八十一條により別冊
を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
半場川外三河川の砂防工事施行に
関する請願
請願者 島根縣知事 原夫次郎
外十八名

右の請願は
島根縣下の各河川は地勢の関係でい
ずれも急流であるが、特に半場、藤
木、神原及び祖父谷各河川は河床、
勾配が急であり、しかも地質が傾砂

土地であるので、降雨の都度災害
を及ぼしているから、目下縣で施行中
の砂防工事に対して、國庫補助をせ
られて、護岸水防の完べきを期せら
れたいとの趣旨であつて参議院は、
願意の大体は妥當なものなりと思
ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に
努力せられたい。ここに国会法第八
十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
揖保川改修工事促進に関する請願
請願者 兵庫縣揖保郡龍野町長
末廣吉外二名

右の請願は
兵庫縣下の揖保川改修工事は昭和二
十一年國庫補助として着工されたが、
工事費減少のため工事がおくれ、地
元民は出水期はもろく論降雨ごとに不
安を感じており、このまま放任すれ
ば、昭和十六年八月、同二十年九月
の水害のような惨事が予想せられる
が、現在の物價高では復旧工事も困
難であるから、次期追加予算に本河
川改修工事費を増額計上し、すみや
かに本工事を完成せられたいとの趣
旨であつて参議院は、願意の大体は
妥當なものなりと思ふ。よつて内閣
は鋭意これが実現に努力せられたい。
ここに国会法第八十一條により
別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
佐渡川堤防改修工事促進に関する
請願
請願者 山口縣防府市役所内佐
波川堤防改修促進期成同盟会
内 田邊利雄外二名

右の請願は
山口縣下における唯一の直轄河川で
ある佐渡川は、大正七年大洪水による
堤防決壊以来、そのまま放置されて
いるが、終戦後この堤防の一部は、
進駐軍飛行場の補強工事による河原
の砂利運搬のため危険な状態にまで
及んでいる。建設省においてもこの
事実をみると、堤防改修工事に着手
しているが、予算の関係上、緊急の
間に合わないことが懸念されるか
ら、佐渡川堤防の全面的工事の促進
を計らわれたいとの趣旨であつて参
議院は、願意の大体は妥當なものな
りと思ふ。よつて内閣は鋭意これが
実現に努力せられたい。ここに国会
法第八十一條により別冊を送付す
る。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
吳市の治山事業施行に関する請願
請願者 廣島縣吳市長 鈴木衛
外一名

右の請願は
吳市は終戦後、要さず地帯の開放に
よる無断開闢、無断伐採、盗伐等
のため、全面的に荒廢して憂慮すべ
き状態に陥つていたが、たまたま昭
和二十年の暴風雨によつて、崩壊地
を生じ、石れき土砂を流失して下流
一帯は人畜、家畜、道路、田畑等に

じん大な被害をうけ、これに対する
工事は施行中であるが、上流地帯に
おける治山事業が輕視されているの
で、下流地帯の市民の不安は今なお大
なるものがあるから、この際本市の全
面的治山事業の実施について至急調
査せられ、予算化並びに施行につい
て特別の措置を講ぜられたいとの趣
旨であつて参議院は、願意の大体は
妥當なものなりと思ふ。よつて内閣
は鋭意これが実現に努力せられたい。
ここに国会法第八十一條により
別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
山國川直轄砂防工事施行に関する
請願(二通)
請願者 大分縣知事 細田徳壽
外十六名

右の請願は
福岡、大分兩縣境を貫流する急流山
國川は連年の水害によつて河状が惡
化し、荒廢の極に達しているが、関
係当局の措置により上流部は縣直管
による砂防工事が実施され、下流部
に対しては國直管をもつて改修工事
が起工されている、しかし上流部の
荒廢はなお惡化の傾向にあるため、
下流部直轄河川改修の効果をおげる
には、上流部砂防工事の施行促進が
必要であるから、これを直轄河川改
修工事と一貫計画に基き國直轄の砂
防工事として施行せられたいとの趣
旨であつて参議院は、願意の大体は
妥當なものなりと思ふ。よつて内閣
は鋭意これが実現に努力せられたい。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
山國川直轄砂防工事施行に関する
請願(二通)
請願者 大分縣知事 細田徳壽
外十六名

右の請願は
福岡、大分兩縣境を貫流する急流山
國川は連年の水害によつて河状が惡
化し、荒廢の極に達しているが、関
係当局の措置により上流部は縣直管
による砂防工事が実施され、下流部
に対しては國直管をもつて改修工事
が起工されている、しかし上流部の
荒廢はなお惡化の傾向にあるため、
下流部直轄河川改修の効果をおげる
には、上流部砂防工事の施行促進が
必要であるから、これを直轄河川改
修工事と一貫計画に基き國直轄の砂
防工事として施行せられたいとの趣
旨であつて参議院は、願意の大体は
妥當なものなりと思ふ。よつて内閣
は鋭意これが実現に努力せられたい。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

龍原、杉倉河川砂防工事施行に關する請願

請願者 青森縣三戸郡上郷村長 小坂義雄

右の請願は

龍原川及び支流杉倉川上流の國有林の濫伐によつて、土砂流出はなほはしく河床は荒廢して、昭和二十二年八月の大洪水は家屋の流出浸水をはじめ大災害を被つたのである。その後、連年の増水によつて河床は上昇し、流域田畑は土砂に埋没され、その被害は甚だしいものであるから、龍原川及び支流杉倉川上流砂防工事をするやかに施行されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

高瀬、地蔵院河川改良工事施行に關する請願

請願者 奈良縣添上郡樺本町長 中西與志 一外二名

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

高瀬川改良工事施行に關する請願

請願者 奈良縣添上郡樺本町長 中西與志 一外一名

右の請願は

奈良縣下の高瀬川流域の地質は、軟性砂れき層で、しかも近時の山林の濫伐は治山治水に非常な影響を與

え、一朝豪雨に際会すると山腹の崩壊、河床の洗削、護岸の決壊によつて、下流の農耕地帯は災害を被るもので、昭和五年から同十四年度に涉つて多額の國庫補助により砂防工事は施行せられた同二十二年年度においては山腹工事は完成したが、昭和二十三年年度予算の都合によつて中止となつた部分があるため、沿岸町村民の民生安定食糧増産のために、本年度は必ず未完成部分の工事継続の予算化を取り計らわれたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

富田川改修工事等施行に關する請願

請願者 和歌山縣西牟婁郡東富田村長 湯川四次郎外十名

右の請願は

和歌山縣下の富田川は流域に六千五百戸と一千六百町歩の耕地面積とをもつて、同河川は元來流水落差が極めて緩慢であつて上流の土質が軟弱のために崩壊された土砂が中下流にわたつて堆積し、ことに大洪水の度に益々その度をましているため、耕地の方が川底よりも低くなる排水を悪化させ、また堤防の決壊は數十箇所におよび、農産の上に多大の支障をきたしているから富田川の改修工事並びに堤防の補強、砂防工事等をするやかに実施されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

狩野川改修工事継続促進に關する請願

請願者 靜岡縣熱海市つるや旅館内 畠山鶴吉外二十七名

右の請願は

靜岡縣田方郡の平野は縣下の重要な農作地であり、この地点を流れる狩野川の改修工事は着手以來十年を経過しており、同郡大町地先の大体六割近くまで完成にある本工事を中止されるならば、人命の損傷と家屋の流失は明らかであるから、この際万全を期して継続を促進せられたいとの趣旨であつて、參議院は願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第三号

開は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

江川、周布川及び三隅河川砂防工事促進に關する請願

請願者 鳥根縣浜田市長 岡本俊人外十名

右の請願は

江川、周布川、三隅川は昭和十八年九月未曾有の大洪水に遭遇し、上流山地は各處に崩壊を生じ、流失土砂による耕地の埋没、洪水による家屋並びに耕地の流失等、被害はなほはしく沿岸住民は極度の窮乏に陥つてゐる。しかし周布川、三隅川下流部の河川改修は建設省の施行により全く完成しているが、上流部の砂防工事が充分に施行されていないため、一朝災害にあへば下流の既設施設も皆無となる虞があるから、二十四年度においては必要額の予算を計上せられ、すみやかに砂防工事を促進せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

一議院の會議に付するを要するもの。

第三百十三号 西大阪高潮災害

防除工事施行に関する請願
第四百三十三号 大淀川えん堤直轄

調査費國庫補助増額に関する請願
第四百三十一号 大防市の城東

運河、排水路開さく工事施行認可に関する請願
右の通り審査決定した、よつて報告する。
昭和二十四年四月二十五日
建設委員長 石坂 豊一
参議院議長松平恒雄殿

建設委員会請願特別報告第三号
西大阪高潮災害防除工事施行に関する請願
第三百十三号 大防市の城東

前大阪府内西大阪水害対策委員会内 浅野藤太郎提出
大淀川えん堤直轄調査費國庫補助増額に関する請願
第四百三十三号 宮崎市長 荒川岩吉提出

大淀川えん堤直轄調査費國庫補助増額に関する請願
第四百三十一号 大防市の城東
運河、排水路開さく工事施行認可に関する請願
第四百二十一号 大防市の城東

之島一大阪市役所内大阪府建設委員会内 柏原平太郎外三名提出
右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十四年四月二十五日
建設委員長 石坂 豊一
参議院議長松平恒雄殿

意見書案

西大阪高潮災害防除工事施行に関する請願

請願者 大防市東区大手前大阪府廳内西大阪水害対策委員会内 浅野藤太郎

右の請願は西大阪工業地帯は、大阪における重要産業地帯であるが、築港地帯と同様に地盤沈下のため、毎年高潮による損害はばく大であり、この高潮の災害防止は緊急且つ重要である。しかし、これらの根本対策としては全面的な地揚げが最良策であるが、西大阪工業地帯は戦災を免れ生産及び貿易に日夜活動しているため、全面的な地揚げは困難な状態にあるので、三箇年継続事業として荷役の便と非常時の避難道路とを兼ねた防潮堤を築造し、強力な排水設置を完備して災害を防止したいから、昭和二十四年度から公共事業として高率の國庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
大防市の城東運河、排水路開さく工事施行認可に関する請願
請願者 大防市東区中之島一大阪市役所内大阪府建設委員会内 柏原平太郎外三名

右の請願は城東、東成、生野の東大阪地域は、地盤低く所謂都市周辺地帯として急激に発展したため、下水道の排水悪く、降雨毎に家屋の浸水、下水のはん濫を招き平時においても床下浸水等交通保健衛生上遺憾であり、また北部地域においては満潮時の豊屋川の逆流と相まつて、住民の不便困難は放置できない状態である。しかし、市当局は現下財政の窮迫と施工上の困難にもかかわらず、城東運河及び城東排水路開さく事業の復活施工と、東大阪地域排水五箇年計画を樹立して初年度予算も成案を得ているから、民生安定と産業貿易の振興上、

大淀川えん堤直轄調査費國庫補助増額に関する請願
請願者 宮崎市長 荒川岩吉
右の請願は

大淀川えん堤計画は、位置から見

て、治水関係、利水関係上に、また地元宮崎縣の電力飢饉の解決の上にも、極めて効果的な計画であり地元民の要望は絶大なものがあるから、本格的な基本調査が是非とも昭和二十四年度内に完了するように、大淀川えん堤直轄調査費の國庫補助増額を圖りたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
大防市の城東運河、排水路開さく工事施行認可に関する請願
請願者 大防市東区中之島一大阪市役所内大阪府建設委員会内 柏原平太郎外三名

右の請願は城東、東成、生野の東大阪地域は、地盤低く所謂都市周辺地帯として急激に発展したため、下水道の排水悪く、降雨毎に家屋の浸水、下水のはん濫を招き平時においても床下浸水等交通保健衛生上遺憾であり、また北部地域においては満潮時の豊屋川の逆流と相まつて、住民の不便困難は放置できない状態である。しかし、市当局は現下財政の窮迫と施工上の困難にもかかわらず、城東運河及び城東排水路開さく事業の復活施工と、東大阪地域排水五箇年計画を樹立して初年度予算も成案を得ているから、民生安定と産業貿易の振興上、

大淀川えん堤直轄調査費國庫補助増額に関する請願
請願者 宮崎市長 荒川岩吉
右の請願は

これら事業を明年度より実施しうるよう認可せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣吉田茂殿

建設委員会請願審査報告書第四号
一議院の會議に付するを要するもの。

第三百九十九号 特別都市計画事業
費國庫補助増額に関する請願
第七十一号 阿仁田沢地域総合開発事業促進に関する請願
第三百三十五号 都営青山第二共同住宅改善に関する請願
第二百四十五号 大隅能毛総合開発事業促進に関する請願
第三百四十四号 中部地区内戦災都市復興事業費國庫補助に関する請願
第三百二十号 淀、神崎両河川の西淀川地区内災害復旧工事促進に関する請願
第三百三十四号 堀川しゅんせつに関する請願
第三百四十号 十津川、紀の川総合開発に関する請願
第三百四十四号 加茂川護岸工事施行に関する請願
第三百七十一号 南九州総合開発計画促進に関する請願
第三百九十号 朝見、春木、境各河川砂防工事促進に関する請願

大隅能毛総合開発事業促進に関する請願
第二百四十五号 鹿兒島縣知事 重成格外二名提出
中部地区内戦災都市復興事業費國庫補助に関する請願
第三百四十四号 名古屋市中區南外堀町愛知縣土木部計画課内戦災復興地区西整理委員会中部地区連合会内 杉浦林蔵外四名提出
淀、神崎両河川の西淀川地区内災害復旧工事促進に関する請願
第三百二十号 大阪府西淀川區御幣島町西淀川區役所内西淀川防災協會内 名越民太郎提出

大隅能毛総合開発事業促進に関する請願
第二百四十五号 鹿兒島縣知事 重成格外二名提出
中部地区内戦災都市復興事業費國庫補助に関する請願
第三百四十四号 名古屋市中區南外堀町愛知縣土木部計画課内戦災復興地区西整理委員会中部地区連合会内 杉浦林蔵外四名提出
淀、神崎両河川の西淀川地区内災害復旧工事促進に関する請願
第三百二十号 大阪府西淀川區御幣島町西淀川區役所内西淀川防災協會内 名越民太郎提出

大隅能毛総合開発事業促進に関する請願
第二百四十五号 鹿兒島縣知事 重成格外二名提出
中部地区内戦災都市復興事業費國庫補助に関する請願
第三百四十四号 名古屋市中區南外堀町愛知縣土木部計画課内戦災復興地区西整理委員会中部地区連合会内 杉浦林蔵外四名提出
淀、神崎両河川の西淀川地区内災害復旧工事促進に関する請願
第三百二十号 大阪府西淀川區御幣島町西淀川區役所内西淀川防災協會内 名越民太郎提出

大隅能毛総合開発事業促進に関する請願
第二百四十五号 鹿兒島縣知事 重成格外二名提出
中部地区内戦災都市復興事業費國庫補助に関する請願
第三百四十四号 名古屋市中區南外堀町愛知縣土木部計画課内戦災復興地区西整理委員会中部地区連合会内 杉浦林蔵外四名提出
淀、神崎両河川の西淀川地区内災害復旧工事促進に関する請願
第三百二十号 大阪府西淀川區御幣島町西淀川區役所内西淀川防災協會内 名越民太郎提出

第四百十六号 伊作川改修工事促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和二十四年四月二十七日
建設委員会理事 島津 忠彦
参議院議長松平恒雄殿

建設委員会請願特別報告第四号
特別都市計画事業費國庫補助増額に関する請願
第三百九十九号 鹿兒島市役所内鹿兒島縣市町村議會議長会内 増田靜提出
阿仁田沢地域総合開発事業促進に関する請願
第七十一号 秋田縣知事 蓮池公俊外二名提出
都営青山第二共同住宅改善に関する請願
第三百三十五号 東京都港区赤坂青山北町五ノ二四ノ東五都營第二住宅 山田清外百九十七名提出
大隅能毛総合開発事業促進に関する請願
第二百四十五号 鹿兒島縣知事 重成格外二名提出
中部地区内戦災都市復興事業費國庫補助に関する請願
第三百四十四号 名古屋市中區南外堀町愛知縣土木部計画課内戦災復興地区西整理委員会中部地区連合会内 杉浦林蔵外四名提出
淀、神崎両河川の西淀川地区内災害復旧工事促進に関する請願
第三百二十号 大阪府西淀川區御幣島町西淀川區役所内西淀川防災協會内 名越民太郎提出

大隅能毛総合開発事業促進に関する請願
第二百四十五号 鹿兒島縣知事 重成格外二名提出
中部地区内戦災都市復興事業費國庫補助に関する請願
第三百四十四号 名古屋市中區南外堀町愛知縣土木部計画課内戦災復興地区西整理委員会中部地区連合会内 杉浦林蔵外四名提出
淀、神崎両河川の西淀川地区内災害復旧工事促進に関する請願
第三百二十号 大阪府西淀川區御幣島町西淀川區役所内西淀川防災協會内 名越民太郎提出

大隅能毛総合開發事業促進に関する請願
第二百四十五号 鹿兒島縣知事 重成格外二名提出
中部地区内戦災都市復興事業費國庫補助に関する請願
第三百四十四号 名古屋市中區南外堀町愛知縣土木部計画課内戦災復興地区西整理委員会中部地区連合会内 杉浦林蔵外四名提出
淀、神崎両河川の西淀川地区内災害復旧工事促進に関する請願
第三百二十号 大阪府西淀川區御幣島町西淀川區役所内西淀川防災協會内 名越民太郎提出

大隅能毛総合開發事業促進に関する請願
第二百四十五号 鹿兒島縣知事 重成格外二名提出
中部地区内戦災都市復興事業費國庫補助に関する請願
第三百四十四号 名古屋市中區南外堀町愛知縣土木部計画課内戦災復興地区西整理委員会中部地区連合会内 杉浦林蔵外四名提出
淀、神崎両河川の西淀川地区内災害復旧工事促進に関する請願
第三百二十号 大阪府西淀川區御幣島町西淀川區役所内西淀川防災協會内 名越民太郎提出

大隅能毛総合開發事業促進に関する請願
第二百四十五号 鹿兒島縣知事 重成格外二名提出
中部地区内戦災都市復興事業費國庫補助に関する請願
第三百四十四号 名古屋市中區南外堀町愛知縣土木部計画課内戦災復興地区西整理委員会中部地区連合会内 杉浦林蔵外四名提出
淀、神崎両河川の西淀川地区内災害復旧工事促進に関する請願
第三百二十号 大阪府西淀川區御幣島町西淀川區役所内西淀川防災協會内 名越民太郎提出

大隅能毛総合開發事業促進に関する請願
第二百四十五号 鹿兒島縣知事 重成格外二名提出
中部地区内戦災都市復興事業費國庫補助に関する請願
第三百四十四号 名古屋市中區南外堀町愛知縣土木部計画課内戦災復興地区西整理委員会中部地区連合会内 杉浦林蔵外四名提出
淀、神崎両河川の西淀川地区内災害復旧工事促進に関する請願
第三百二十号 大阪府西淀川區御幣島町西淀川區役所内西淀川防災協會内 名越民太郎提出

堀川しゅんせつに關する請願

第三百三十四号 福岡縣久留米市諏訪野町 緒方時藏外二名提出

十津川、紀の川綜合開発に關する請願

第三百四十号 奈良縣議會議長植田周一提出

加茂川護岸工事施行に關する請願

第三百四十四号 岡山縣吉田郡高野村長 兒島剛外二名提出

南九州綜合開發計畫促進に關する請願

第三百七十一号 宮崎縣南那珂郡津津町役場内南那珂郡町村議會議長會内 石井彌平外十五名提出

朝見、春木、境各河川砂防工事促進に關する請願

第三百九十号 大分縣別府市長脇欽一外一名提出

伊作川改修工事促進に關する請願

第四百十六号 鹿児島縣日置郡伊作町長 松元信藏提出

右十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年四月二十七日

建設委員會理事 島津 忠彦

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

特別都市計畫事業費國庫補助増額に關する請願

請願者 鹿児島市役所内鹿兒島縣市町村議會議長會内 増田 靜

右の請願は特別都市計畫事業は、現下の窮迫せる財政事情において人件費、物件

費等のこの際のため遅々として進めよくせず、土地區画整理事業すらその前途は全く予断を許さない状況である。かくては、民生安定、經濟復興はもとより國家再建の阻害となるから、この事業を促進させるため、これに對する費用の國庫補助を大市に増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

阿仁田沢地域綜合開發事業促進に關する請願

請願者 秋田縣知事 薮池公咲

外二十二名

右の請願は昭和二十二年六月下旬建設省主催のもとに開催された「地方綜合開發主任者會議」における特定地域綜合開發實施に關する指示に基づき、本縣においては同年旧より、阿仁田沢地域綜合開發計畫が建設省の採択内定するところとなつたから、すみやかにこの計畫の推進に關して特別に配慮されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

都賀青山第二共同住宅改善に關する請願

請願者 東京都港区赤坂青山北町五ノ二四ノ五都賀第二住宅 山田清外百九十七名

右の請願は都賀青山第二共同住宅に居住している引揚者、職業者は、日常生活上の種々の不便を自身で除去することに努力してきたが、到底自身では解決できない最も難澁し、また改善の實現を遅延することのできないところの(一)ガラス戸の設置 (二)井戸及び水道口の箇所の屋根の設置 (三)流しとよを土管に設置換え (四)階上に給水設備 (五)炊事箇所の急設 (六)破損箇所の修理及び未完了工事の完成等これら施設の改善をすみやかに完成せられたいとの趣旨であつて東京都の責任において実施すべきものと認められるも参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

大隅熊毛綜合開發事業促進に關する請願

請願者 鹿児島縣知事 重成格

外二名

右の請願は國土の再建復興のためには、生活領域の拡充が必要であるので、鹿児島

縣においては縣内の未開發地區である大隅半島、種子島、屋久島地區の早急開發を企圖しているが、本地区は縣下全面積の約三分の一をしめては人口密度は低く、五万町歩の耕地と二十万町歩の山林原野を有し、また近海に豊富な漁場を擁し、熱帯的環境に恵まれている。しかるに地形の複雑、文化の未発達等のため交通運輸の便が乏しいため各種資源も殆んど未開發のままに放置されているから、これを活用して國富増進の一助とするために、本縣において各界の専門大家によつてなされた科学的基礎調査の成果を立案した産業、道路、港灣等各般の綜合開發計畫の施行を促進するため國庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

中部地區内職災都市復興事業費國庫補助に關する請願

請願者 名古屋市中區市外堀町愛知縣土木部計畫課内職災復興地區區畫整理委員會中部地區連合會内 杉浦林藏外四名

右の請願は職災都市の復興事業については、さきに復興方針に基づき近く換地予定地指定完了の運びに至つて、過去三箇年の事業実績は甚だ僅少な進捗より率にすぎない。その原因としてはこ

の事業に對する國庫予算が不足のため、焼跡の整理、清掃工事、街路工事又は區画整理に伴う建物、工作物の移轉除却工事等は微々たるものであり、都市復興に重大な障礙となる懸念さへある。しかるに二十四年度は本事業の成否を定める重大な段階にあるから、中部地區内の五縣下十五職災都市に對しても、職災復興土地區画整理事業として最低限十億円の事業費を國庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

淀、神崎河川の西淀川區内災害復旧工事促進に關する請願

請願者 大阪市西淀川區御幣島町西淀川區役所内西淀川防災協會内 名越民太郎

右の請願はさきに二回にわたつて西淀川區地方を襲つた高潮によつて、淀、神崎河川の西淀川區内堤防が決壊したために浸水して、工場、被害五百件、り災者数一万八千余名、浸水期間四十五日間という惨狀を呈した。現在なお、堤防の復旧工事はその一部においてのみ行われしかも遅々として進まないといふ有様で、極めてぜい弱なままにあるために、高潮時には殆どその用をなさず僅かの風雨にも區民はおそれなす生業

も手につかないという現状で、しかも淀川は大阪地方における唯一の工業生産地でもあり重要性が極めて大きいから、すみやかに復旧工事を促進されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

堀川しゅんせつに関する請願

請願者 福岡縣久留米市諏訪野町 緒方時藏外二名

右の請願は、遠賀川から分水して、中間町八幡市等北九州炭産地を貫流する堀川は、戦前には毎年しゅんせつされて、用水、排水路として役立っていた、戦時中以來中止されたため、年々ともに土が集積し、耕地は過潤となつて米麦の減産をきたし、又沿岸住宅地の排水に支障を生じて、石炭増産にも影響を及ぼす等國民生活の安定を期せられない現状であるから、食糧増産、石炭生産の一策として、すみやかに本川をしゅんせつせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

意見書案
十津川、紀の川総合開発に関する請願
請願者 奈良縣議會議長 植田 周一
右の請願は、今回の十津川、紀の川総合開発事業計画は二百年來本縣の渴望してきたものであり、本事業施行により農業用水、工業用水、上水道用水の補給並びに発電をなし得るほか、吉野地方の山村が開発せられる等、奈良縣を永久的に救済結果となるから、本事業を昭和二十四年度予算に計上せられ、すみやかに施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

加茂川護岸工事施行に関する請願

請願者 岡山縣吉田郡高野村長 兒島剛外二名

右の請願は、岡本縣吉田郡高野村大字野は本村東北部末端に位置し、加茂川に沿う高野平野のいんこう部を占めてゐる。しかし加茂川は本郡神庭村の南端の山岳地帯と、高野村の平坦地との境界点において曲折しているため、雨量の多い時ははん溢し、その度毎に村民は悲惨な災禍を味わねばならぬ有様である。しかるに、加茂川護岸

工事は費用と資材の不足等のため、貧弱なる堤防を造つたまままで今日に及んでおり、殊に戦時中より山林の乱伐甚だしいため出水時の被害は一層甚大なるものであるから、すみやかに本川の災禍を防ぐよう工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

南九州総合開発計画促進に関する請願

請願者 宮崎縣南那珂郡油津町役場内南那珂郡町議會議長 会内 石井彌平外十五名

右の請願は、戦後の國土再建に最も急務とする産業開発の一方策として南九州総合開発計画が立案されているが、特に宮崎縣南那珂郡地方は豊富にして無盡蔵ともいふべき山林、水産等の未開発の資源に恵まれているから各種生産の振興のために開発計画の一環として、(一)郡城、油津及び福島間の道路開設、(二)霧島を中心とする観光地の紹介をも兼ねて鶴戸福島間の道路開設、(三)日南及び油津港臨港兩鉄道の延長、(四)油津港の改修及び開港の指定等を促進せられぬお地方財政緩和のため地元負担金の軽減を願ふ等、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

朝見、春木、境各河川砂防工事促進に関する請願

請願者 大分縣別府市長 脇鉄 一外一名

右の請願は、別府市を貫流する朝見、春木、境の三河川は地勢が急しゅんで且つ急流であるため、豪雨にいたらぬうちから早くも洪水となつて市街地へ浸水し、また降雨の都度河岸の浸蝕作用を誘発している有様であるから、これらの災害を防止するため、最近においては相当の効果があげられてゐる砂防工事、更に一層積極的に促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

河水の増水氾濫が極めて多いにもかかわらず河幅が狭いため洪水を起して附近の田畑人家に多大の損害を與えているから、昭和二十四年度中に伊作川準用河川区域内被害区域の改修工事の実施ができるよう、予算を計上されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第一号

建設委員会陳情特別報告第一号

建設委員 松平 恒雄殿

建設委員 石坂 豊一

建設委員 大庭川えん堤直轄調査費國庫補助増額に関する陳情

第百九十八号 宮崎市長 荒川 岩吉外二十二名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年四月二十五日

建設委員 松平 恒雄殿

建設委員 石坂 豊一

建設委員 大庭川えん堤直轄調査費國庫補助増額に関する陳情

第百九十八号 宮崎市長 荒川 岩吉外二十二名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年四月二十五日

建設委員 松平 恒雄殿

建設委員 石坂 豊一

建設委員 大庭川えん堤直轄調査費國庫補助増額に関する陳情

第百九十八号 宮崎市長 荒川 岩吉外二十二名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年四月二十五日

建設委員 松平 恒雄殿

建設委員 石坂 豊一

建設委員 大庭川えん堤直轄調査費國庫補助増額に関する陳情

意見書案

大淀川えん堤直轄調査費國庫補助増額に関する陳情

陳情者 宮崎市長 荒川岩吉外 二十二名

右の請願は

大淀川えん堤の位置は、大淀川中流部の狭谷区間に計画され、このえん堤の効果は、(一)治水関係において、大淀川下流改修増補工事の軽減及び大淀川上流改修計画の縮小、(二)利水関係においては発電と舟運開発が挙げられる。即ち上下流直轄改修区間に及ぼす治水面の利点は発電出力の増強にある。時に宮崎縣としては現在約二十八万八千キロワットを発電し、その九割を超える電力が北九州に送電せられ、縣内では二万三千キロワットを使用しているに過ぎないのである。しかも本縣においては他に殆んど見るべき近代的工業はなく、そのあい路となつてゐる原因は電力の不足に帰せられるから、大淀川えん堤計画に対する本格的な基本調査を二十四年度において完了できよう、直轄調査費を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

建設委員会陳情審査報告書第二号

一議院の會議に付するを要するもの。

第二十三号 戦災復興土地区画整理事業助成に関する陳情

第七十八号 戦災復興都市計画事業費國庫補助増額に関する陳情

第一百十号 不燃都市建設に関する陳情

第一百十二号 荒川北岸堤防工事促進に関する陳情

第一百十九号 阿武隈、阿賀河川改修工事施行に関する陳情

第一百十八号 三根川の砂防、治水工事促進に関する陳情

第一百九十二号 徳島縣内地盤沈下災害復旧事業費國庫補助に関する陳情

第一百九十六号 五ヶ瀬川の直轄測量調査施行に関する陳情

第二百七号 戦災復興土地区画整理事業費國庫補助増額に関する陳情

昭和二十四年四月二十七日

建設委員会理事 島津 忠彦

参議院議長松平恒雄殿

建設委員会陳情特別報告第二号

戦災復興土地区画整理事業助成に関する陳情

第二十三号 東京都文京区大塚仲町二五 高野直治外四十二名提出

戦災復興都市計画事業費國庫補助増額に関する陳情

第七十八号 鹿兒島市長 勝目清提出

不燃都市建設に関する陳情

第一百十号 大阪府北区中之島三の三社団法人日本建築協会内都市不燃化促進通合会内 井上新二外十名提出

荒川北岸堤防工事促進に関する陳情

第一百十二号 埼玉縣北埼玉郡忍町長 奥實賢一提出

阿武隈、阿賀河川改修工事施行に関する陳情

第一百十九号 福島縣議會議長 大竹作摩提出

三根川の砂防、治水工事促進に関する陳情

第一百十八号 長崎縣議會議長 岡本直行提出

徳島縣内地盤沈下災害復旧事業費國庫補助に関する陳情

第一百九十二号 徳島縣知事 阿部五郎外一名提出

五ヶ瀬川の直轄測量調査施行に関する陳情

第一百九十六号 宮崎縣延岡市長 仲田又次郎提出

戦災復興土地区画整理事業費國庫補助増額に関する陳情

第二百七号 三重縣津市戦災復興土地区画整理委員会三重地区連合会内 川井芳藏提出

右九件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年四月二十七日

参議院議長松平恒雄殿

建設委員会理事 島津 忠彦

意見書案

戦災復興土地区画整理事業助成に関する陳情

陳情者 東京都文京区大塚仲町二五 高野直治外四十二名

右の陳情は

戦災復興土地区画整理事業は、戦災地復興計画基本方針並びに特別都市計画法に基き、五箇年計画をたてたが、政府の補助額が不足のため事業停滯し、市民の不安は増大している現状であるから、本事業が急速に完成しうよう、助成の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

戦災復興都市計画事業費國庫補助増額に関する陳情

陳情者 鹿兒島市長 勝目清

右の陳情は

戦災復興都市の復興は経済再建の基盤であるが、これに対する事業費が、國庫補助の減少及び地方財政の窮迫のために、事業施行能力の三割にも達せず、資材方面での制約は緩和されて

いるにもかかわらず遅々として進展しない実情である。鹿兒島縣においては鹿兒島市以下復興事業実施中である十箇市町村中その五都市の土地区画整理事業は二十四年度において完成可能な現状にあるので、特に本年度における國庫予算の増額について配慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

なりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

不燃都市建設に関する陳情

陳情者 大阪府北区中之島三の三社団法人日本建築協会内都市不燃化促進通合会内 井上新二外十名

右の陳情は

関東震災、戦災、福井震災等の実例にかんがみ、わが國重要都市の建築物の不燃化は焦ひの急務である。幸い昭和二十三年十月建設省令として、臨時防火建築規則の制定を見たのであるが、資材並びに建設費の点から困難な状況にあるから、木造建築費(坪当り約二万円)と鉄筋コンクリート建築費(坪当り約四万円)の差額を國庫より補助し、残額の幾分かを低利資金で融通する等の方策により、積極的に不燃化都市建設を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

荒川北岸堤防工事促進に関する陳情

陳情者 荒川北岸堤防工事促進に関する陳情

荒川北岸堤防工事促進に関する陳情

荒川北岸堤防工事促進に関する陳情

荒川北岸堤防工事促進に関する陳情

荒川北岸堤防工事促進に関する陳情

荒川北岸堤防工事促進に関する陳情

陳情者 埼玉縣北埼玉郡忍町長
奥貫賢一

右の陳情は

荒川改修工事は、遂次進行中であるが北岸吹上町上流の十数キロ間は未完成の状態であつて、昭和二十二年の洪水に際しては久下地内において決壊し被害をこうむつた。また昭和二十三年にも決壊の寸前にさらされた処は数箇所に達し、沿岸住民は日夜不安な状態にあつて、現状のままでは本年の洪水期には大被害をこうむることは明らかで、その影響をこうむる地域は縣北の沃野熊谷、忍、吹上外北埼玉、北足立郡下十五箇町村から、遠くは南埼玉、北葛飾西部より東京都にわたるのであるから、すみやかに荒川北岸の堤防、護岸工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
阿武隈、阿賀河川改修工事施行に関する陳情
陳情者 福島縣議會議長 大竹 作摩
右の陳情は
福島縣下の阿武隈、阿賀河川は年々じん大な災害をうけている。ことに最近においては二回にわたつてかつてない大災害を被り、そのために農産はもとより交通面、その他の産業面に支障をきたしているから、今回の政府によつて計画されている全國主要河川の根本治水対策の中に、阿武隈、阿賀河川をも加へ改修工事を施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和三十四年五月七日
官報号外
参議院會議録第二十一号
太田、原野谷河川の補修費國庫補助に關する請願外四十三件

業面に支障をきたしているから、今回の政府によつて計画されている全國主要河川の根本治水対策の中に、阿武隈、阿賀河川をも加へ改修工事を施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
三根川の砂防、治水兩工事促進に關する陳情
陳情者 長崎縣議會議長 岡本 直行
右の陳情は
長崎縣對馬島の中央部を貫流する三根川は、平素の水量は僅少であるが一旦ごう雨に遭遇すれば河水は急激に増加して年々堤防、田畑、農作物にばく大な損害を與えている。しかして全縣國庫補助による三根川の砂防、治水工事を施行せられるとのことであるが、これが実現すれば年々の被害より免がれ、上流のダム築造、水力発電の設置によつて電力に恵まれない對馬島の電力化等各種産業と文化の発展が促進されるので、島民は本工事施行の急進なる実現を期待しているから、三根川砂防及び治水工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
徳島縣内地盤沈下災害復旧事業費國庫補助に關する陳情
陳情者 徳島縣知事 阿部五郎
外一名
右の陳情は
昭和二十一年十二月南海地区の地震による災害は、震災復旧事業として高額の國庫補助により、國庫補助年度割額に制約されながら昭和二十三年大半完了するに至つた。その後の余震に基因する海岸線一帯の地盤沈下の災害についても國庫補助事業は決定したのであるが、年度割額が少額のため工事の強力な推進を図りえない実情にある。また農林、水産兩省關係の地盤沈下災害復旧事業費は未だに國庫補助がなく、急速にこれらの対策を講じなければ憂慮にたえない事態を招来することになるから、これら沈下対策事業を二十四年度中に完成できるように國庫補助額について積極的にかかも大幅の予算措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
五ヶ瀬川の直轄測量調査施行に關する陳情
陳情者 宮崎縣延岡市長 仲田 又次郎
右の陳情は
延岡市を貫流する五ヶ瀬川は、太平洋に注ぐ縣下屈指の大河であり、目下國費の補助をうけ中小河川工事として改修中である。しかし、(一)本川は地形上極めて複雑で技術的にもその処理が困難であること、(二)大瀬川筋市内地元にその上下流河幅に比し、僅かに百六十米内外の狭狹部があつて計画流量を呑み込むことが疑問視せられること、(三)大瀬川分流量より下流幾層もなく干潮区となり、流量多く従つて一時洪水のダムアップを起すこと、(四)河口が狭いため「切れ港」と稱する一大放水路を形成し、混乱状態を呈すること、(五)計画洪水量は比流量に換算して地形等を考慮するとき過小と考えられること、(六)河口附近の廣大なる水域を利用して延岡港を工業港として活用し得ること等の事情にある五ヶ瀬川に對し、國直轄をもつて測量調査を早急に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

意見書案
三重縣津市震災復興土地區画整理委員會三重地區連合会内 川井芳藏

右の陳情は
震災復興土地區画整理事業は、民生安定と経済再建のため極めて緊要であるが、地方財政の窮乏によつてその成績は計画の一割にすぎない実情にあり、その完遂は國庫補助にまつ以外にない。しかるに、本事業に對する昭和二十四年度予算は、全國に對して僅か十四億圓とのことであるが、かくては國庫補助を唯一の頼みとする被災地の復興は到底不可能であるから、昭和二十四年度本事業予算を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年 月 日
参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿
意見書案
石坂豊一君登壇
○石坂豊一君 只今議題となりました請願第十八号外三十四件、陳情第七号外十件につき、建設委員會の審査の結果を報告いたします。
これらの請願、陳情の内訳は、河川に關するもの二十二件、砂防に關するもの八件、運河、排水路の施工に關するもの一件、高潮の災害防除に關するもの一件、地盤沈下に關するもの一件、震災復興に關するもの五件、特定地域総合開発に關するもの四件、建築に關するもの二件でございます。
河川に關する請願陳情は、近年全國

昭和三十四年五月七日
官報号外
参議院會議録第二十一号
太田、原野谷河川の補修費國庫補助に關する請願外四十三件

に類する甚なる災害を復旧防止するために改修工事を促進して呉れるように要請してあるものであります。又新たに工事の施行を希望してあるものもございいます。又治水及び利水に関する根本的対策を樹立するために調査を要望し、又は直轄施行河川に編入を請願してあるものもあるものであります。河川改修工事を促進を請願するものといはしましては、兵庫縣下の揖保川、山口縣下の佐波川、北海道の豊平川、新潟縣下の魚野川、又新たに改修工事を施行を要望するものは、静岡縣下の太田、原野谷の河川、宮崎縣下の三ツ瀬川及び支流の三財川、奈良縣下の高瀬、地蔵院の河川、和歌山縣下の富田川、岡山縣下の加茂川、鹿児島縣下の伊作川、佐賀縣下の松浦川、又福岡縣下の堀川、大坂府の淀、神崎河川の西淀川地区内の災害復旧工事など、いずれも近年各河川の出水被害状況に對して急速なる災害防除工事の施行は、生産増進、民生安定上、急務中の急務であると訴えておるのであります。又福島縣下の阿武隈、阿賀の河川については、全國重要河川に加えて根本的治水対策を講ずるようによ求しているものであります。静岡縣下の狩野川の改修工事継続につきましては、新放水路の開設に對して一部地元の反対がありましたために、これまで一應留保されおつたのでございすけれども、同縣におきましても委員会を設置し、円満なる解決を期しているとのこととございすから、これに信頼を拂いまして採択することにした次第であります。利根川、荒川、河川の改修工事促進についての請願は、関係地方民

五十三万七千余名が署名してございまして、累年の激甚なる災害に對して、これが根本治水対策の促進に關係地方が如何に眞摯熱心なる関心を有しているかを示すことが出来ます。河川に関する調査を要望するものは、宮崎縣大淀川及び五ヶ瀬川であります。又五ヶ瀬川は直轄工事を施行河川に編入するようによ請願してございす。治水及び河川改修には、上流において砂防工事が最も必要であるとして、各地より熱烈なる請願又は陳情が出されてゐるのであります。その事件は島根縣下の半場川外三河川、江川、周布川、三瀬川、大分縣下の山國川、朝見、春木、境の各河川、青森縣下の熊原、杉倉の河川、新潟縣下の魚野川支流、長崎縣の對馬の三根川の砂防、又吳市背後の治山治水工事を要望等とございす。

運河、排水路の開き工事に關するものは東大阪、高瀬の災害防除に關するものは西大阪地区でございまして、同地の地理的状況と工業地帯としての重要性とを認め合はしまして、その必要が認められた次第であります。地盤沈下の復旧事業に關する陳情は徳島縣下でございまして、南海四國地方においても亦同一のものがあるものであります。

戦災復旧事業の促進とこれが助成に關する要請は全國的に誠に熱烈であります。全國一般の問題として國庫補助増額の陳情があります。又鹿児島市を初め鹿児島縣下の戦災都市に關する陳情もあるものであります。近時、開発資源の総合開発を中心とする各種の建設事業に關して、地方計画

の樹立と促進をするようにということ、は、各地方でその氣運が高まつて來てゐるのであります。秋田縣阿仁田沢、鹿児島縣大隅、熊毛、奈良縣津川、紀の川地区、宮崎縣南那珂郡地方は、いずれもその特色を生かして総合計画の樹立と事業を促進するように請願して來ております。

最後に建築に關するものといはしましては、不燃都市建設のために、木造と不燃建築との差額を補助し、又融資によりこれを助成するようによ要求してゐるもの、又都營青山第二共同住宅の設備改善に關するものがあります。以上いずれも建設委員会におきましては慎重審議の結果、これを院議に付して内閣に送付するを要するものと決定いたしました次第であります。右報告いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

これにて本日の議事日程は終了いたしました。尚この際お諮りいたしましたことがございす。四月二十八日、本院に予備審査のため送付せられた労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案に關しまして、本日午後、労働大臣の説明を求めたいと存じます。御異議ございせんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。午後一時まで休憩いたします。

午後十一時八分休憩

午後一時三十二分開議

○議長(松平恒雄君) 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案に關しまして労働大臣の説明を求めます。鈴木労働大臣。

○國務大臣(鈴木正文君、拍手) 〇國務大臣(鈴木正文君) 只今議院となりました労働組合法案並びに労働関係調整法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

先ず労働組合法案について申し上げます。現行の労働組合法は、御承知のごとく昭和二十年十二月二十二日に公布、翌二十一年三月一日から施行せられたもので、終戦直後の日本の民主化促進と経済の再建のために重要且つ不可欠の要素であるところの労働者の権利を保障する画期的意義を有する法律として制定されたものであります。

法施行の結果を顧みするに、本法は、立法の當時我が國に労働組合が殆んどなかつた状態において立案制定された関係上、その後の実施の過程において、當時予想せられなかつた不備の点が現れて來つた次第であります。例を申し上げますと、「労働組合の正当な行爲」というものが、當時においては「健全な社会通念によつて判断する」と説明せられておつたのであります。その後に於いて必ずしもその範圍がすべての人に明確に認識されるに至つておらず、又労働組合の自主的、民主的な組織運営が、立法當時予想せられなかつた通りに行かない点も一部に現れて來たのであります。そのため却つて本法の本来の目的に背馳するやうな種々の弊害を生じた憾みもあつたのであります。又使用者の労働組合に對する妨害、干渉が必ずしも十分に排除されておらず、労働協約の締結運営の状態も必ずしも所期のごとくには行われていない状態であり、労働委員会についても、その顯著なる功績にも拘わらず、一部その運営、機構等の上におきまして不備の点があつて、必ずしも所期の目的を十分に達成できない面もあつたのであります。これらの点につきましては、從來労働教育及び行政運営において極力その補正に努めて參ると共に、その中の若干の点につきましては、昭和二十一年及び昭和二十二年、労働関係調整法及び労働基準法の制定の機会に、僅少の改訂が施されたのであります。今日においては、三年間の実績に鑑み、これらの不備の中に、労働教育乃至行政運営を以てしては的確に補ひ難い点

〇議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。午後一時まで休憩いたします。

〇議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。午後一時まで休憩いたします。

〇議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。午後一時まで休憩いたします。

官報号外 昭和二十四年五月七日

す。本法案の立案の基本方針といはれましたところは二点であります。即ち

て、労働組合の一層自由な発展を期すると同時に、組合員の平等権、公正な及び労働関係調整法の一部を改正する。

り、不当労働行為の防止及び是正のため迅速な処分手続を定めることにより、不当労働行為の防止及び是正のため迅速な処分手続を定めることによ

次にその改正の要点について御説明申上げます。

第一には、公益事業の追加指定は現在行政機関のみで行うこととなつておりますが、公益事業の範囲は、法律にその主要な事業を明記しており、これが追加指定も、新憲法との関係から、立法的手続によることが、より妥当な措置であると考えられますので、国会の承認を経て行うこととしたのであります。

第二には、調停案を当事者双方が受諾した後に、調停委員会の見解を聴かなければ、その調停案の解釈又は履行については争議行為をなし得ないこととしたとして、労使の当事者間に了解が成立したにも拘らず、その了解の解釈又は履行に關して争議行為を以て双方が相争うというやうな、從來往々見られた不合理な事態を合理的且つ平和的に解決し、労使間の無用の紛争を努めて努去するようにいたしましたのであります。

第三には、公益事業における争議行為の制限についての改正であります。現行法は、公益事業の労働争議を努めて防止し、早期且つ平和的に解決しようとするために、これに三十日の冷却期間を設けてゐるのみであります。従來の経験に徴しますと、必ずしも所期の目的を達成し得ず、一度冷却期間を経過いたしました後、徒らに争議解決が遅延せられる嫌いもありましたので、本改正法案におきましては、冷却期間経過後六十日間を経た後は、更に調停手続を経て冷却期間を経過しなければ争議行為をなし得ないこととした。労働争議の防止と、その早期且つ平和的な解決に一層有効ならしめたのであります。

又当事者が調停案を受諾した以上、その調停案中に団体交渉を継続すべき旨が定められてゐる事項があるときは、これらの事項を理由とする争議行為は新たに冷却期間を経過しなければならぬものとしたとして、無用の争議行為をできるだけ防止することとしたのであります。その他從來調停と斡旋とが混用され、却つて事態を紛糾させることもありまして、調停と斡旋との本質を明確にし、かかる紛糾を避けようとした点、正当な争議行為に対する保護はすべて労働組合法中に規定することとした点等について改正をいたしております。

以上が労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案を提案いたしました理由及びその大體の構成であります。

経済再建特に九原則の実行のために労働者及び労働組合の責任が極めて重大であることは言うまでもないことであります。勿論、事、労働問題に關しては、法律の改正によつてすべての問題が解決するものであるとは、もとより考えておらないのであります。行政運営、労働教育、特に政治全般の総合施策に待つところが極めて大であり、労使の自覚と努力及び公正な世論の批判と協力とが何よりも肝要であるといふことは、もとより考えているのであります。政府並びに労働行政当局におきましては、從來とも最大の努力を傾けて参つたのであります。更に今回提案いたしましたこの法案が、御審議の結果、通過成立を見ました場合には、労働者の地位の向上、自由にして建設的な労働組合の発達及び

労働運動と公共の福祉との間の調整につきまして、一段の努力を傾注し、法的措置と行政と相俟つて労使各方面の協力の下に日本経済再建の目的のために邁進したいと存じます。何とぞ御審議の上速かに可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 只今の労働大臣の発言に關し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。堀真琴君。

〔堀真琴君登壇、拍手〕

○堀真琴君 只今労働大臣から説明せられましたところの労働組合法案並びに労働関係調整法の一部を改正する法律案につきまして、先づ總括的に二つの点を御質問申し上げたいと思つたのであります。

一つは労働者の尊重ということであり、労働者は憲法二十八條に保障されたところの権利でありまして、憲法上にも謳つてあります。よつて、人類が長い歴史の努力の結果これを獲得したものであります。従つてこの権利は憲法を改正する以外に、他の如何なる法律によつても、亦如何なる権力によつてもこれを奪うことができないのであります。従つて労働者を尊重するといふことは、我々國民として飽くまでも守らなければならないものであります。この憲法上に保障された権利を、たとへ、どんな事態が起きようと法律を以て或いはその他の政令によつて制限するといふことが、断じてとるべきではないのであります。労働組合法は、この労働者の尊重の上に労働者の地位を確立し、生活を保障するといふところに法の目的が存在する

のであります。若し労働者を尊重せず、労働者の地位を資本家と對等にせず、生活を保障しないといふやうなことでありますならば、それこそ全く日本の我々が命を以て守らなければならぬところの憲法に違反するものだと申上げなければならぬのであります。而もこの労働者は、單に日本の憲法において保障されているばかりでなく、ポツダム宣言において、極東委員会の十六原則において、又昨年の十二月パリの國際連合において、明確に保障されているところのものであります。つまり世界的にこの権利こそは認められてゐるのであります。然るに政府は今回、過去の経験に鑑みて、自由な労働組合の発達を助長し、その民主化を促進するためと稱して、全面的な労働法の改正を提案されているのであります。併しながら過去三年間の経験に徴して、果して労働者を制限しなければならぬやうな事態が起つておつたのでありましょうか。只今労働大臣は、過去三年間に不備な点が餘々に分つて参つたといふので、三点だけその不備な点を挙げておられるのであります。極めて抽象的であり、むしろ我々の経験から申すならば、現行法を活かして、そしてこれに保障されているところの権利を飽くまでも伸張し、賃金不拂であるとか、労働組合に対するところの不当な抑圧、或いはその他の使用者側の組合に対するところの干渉なり侵害なりを、むしろこの際はつきり取締るべきではないか、こつていう工合に考えるのであります。この点につきまして先づ政府の所見を伺いたいのであります。

それから總括的な第二点としましては、只今労働大臣から申されておりますように、公益事業と公共の福祉との関係、特に労働争議に対する公共福祉との調和を図るというのを申されておるのであります。が、公共の福祉といふことについて果してどういふ考えを持つておられるか、労働者は、先に申上げましたように、憲法上に保障された権利であります。この権利を、公共の福祉といふ名前によつて一應の枠を作ることは、憲法はこれを認めております。併しながら基本的な権利に属する労働者の行使について、時に公共福祉の上からこれを制限することがあり得るのであります。公共の福祉といふことを常に用ゐることによつて、むしろ却つて一方的にこれを利用するといふ嫌いを生ずることを私は憂へるものであります。一体公共の福祉といふ場合、その内容が社会全体の人々によつて認識されていることを前提とするものであります。それは特定の階級、或いは人々によつてのみ見出されるものでなく、法律の世界に住むすべての人々によつて共通の内容が意識されることによつて初めて可能なものであります。併しそのような觀念は、実は一つの擬制に過ぎないのであります。法律學上で言うフイクションに過ぎないのであります。なぜなら、この社会が同質的な、同じ要素から成つてゐる場合ならいざ知らず、現実の社会は矛盾と對立に満ち満ちてゐる。この社会では、異質的な、質を異にするところの要素が存在するのであります。従つて矛盾對立はそこに避けられないからであります。

す。中でも、生産手段を所有するものと、自分の労働力以外に何ものをも持たないものとの対立というものは、今日の社会において蔽うべからざる事実であると申上げなければならぬのであります。従つて、公共の福祉という観念は、こういうような社会においては全く論理的にも成立し得ないのであります。併し皮肉にも、このような矛盾対立の社会において公共の福祉という観念が見出されたということは、私共として極めて興味のあることだと申上げなければならぬのであります。つまり対立する社会においてこれを規範的に統一しようとして作られた考え方——擬制が公共の福祉なのであります。従つて公共の福祉という観念は、必ずしも今日の社会において現実的にその内容を有することができないのであります。ところが、その内容が一顧は自明的なものとして一方においてこれを要請しながら、実は矛盾したところの要素が社会に認められる結果は、矛盾するところの人々、矛盾するところの法意識の対決、両者を対決させることによつてこれを決定するということにならざるを得ないのであります。従つて又そういうような対決の問題となれば、論理の問題よりもむしろ実践の問題であり、従つて又それは言い換えるならば政治的な問題であります。政治的な対決によつて初めて解決されるというような性質をおのずから持つて来なければならぬと思うのであります。で、私が先に公共の福祉とは一方的に利用されるところの危険があると、にう申したのは、このためであり、結局、政治的対決によつてそれが決定さ

れるということであれば、政治的に優位を占めておられるところの人々がこれが内容を決定するということは言うまでもないのであります。言い換えるならば、資本家階級が公共福祉の内容を決定するという結果になるのであります。そういうようなものを以て、人間の、或いはすべての人々の基本的権利であるところの労働権を抑制するということとは、そも／＼論理的にも間違つておられると申上げなければならぬのであります。この点につきまして政府は果してどういふ考えを持つておられるか。しば／＼公共の福祉ということも言われる。公務員法の制定のときにも公共の福祉というのを言われて、これが基本的権利の制限或いはその枠として当然のことと考えられておつたのであります。ところが、そういうふうな殆んど今日の社会において単に擬制に過ぎないようなところのものを以て、現実的な我々の基本的権利を制限すること果してできるか。このことについて政府の意見を伺いたいののであります。次には、労働組合法の内容に入りまして若干質問をして見たいのであります。労働組合法の第一條には、その目的が述べられておるのであります。只今、大臣は、從來は極めて抽象的であつたが、今度は具体的にその目的事項を記載したと、こう申しておるのであります。確かに五項目に亘つて本法の目的事項が述べられておるのであります。併し、むしろ本法の目的は、労働権の尊重、團結権、団体行動の権利を保障するということが目的なのであります。その目的から本法が制定されたことが極めて顕著しいのであり、従

つて、そういうことを、むしろ本法の目的として明記すべきではないかというところを、先ず第一にお尋ねしたいのであります。並びにその目的に關連して、「暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解されなければならない」というので、暴力行為に対して禁止事項を含んでおられるのでありますが、これは刑法にすでに除外規定があるのであります。殊更にここに挿入する必要を認めないのではありません。これを挿入することによりまして、むしろ組合活動の取締を強化しようとする意圖がそこにあるのではないかと、このように私は考えるのであります。この点、労働組合法の目的について、政府の意向を質したいのであります。それから労働組合の資格と言いますか、規定と申しますか、それにつきましてお尋ねしたいのであります。一つは、第二條の第二号に、組合の運営のための経費の支出について使用者の経営上の援助を受けるものは組合ではないという規定があるのであります。組合の経費について使用者から援助を受けるというところを組合として排除すべきは言うまでもありません。併し、この経理上の援助を受けるというもののの中に組合の専従者の問題を含んでおるとするならば、私はこれに対して反対せざるを得ないのであります。勿論、組合の専従者も、今申上げたように、使用者からの経費によつてこれを負担するということとは、必ずしも望ましいことではないのであります。併しながら、組合運動が充足してからまだ日も浅いことであり、それに労働者に対して最低賃金制がまだ確立されておらぬ

今日の状態におきまして、組合専従者の問題をこの場合一挙に解決するといふことは私は間違ひである。むしろ多少の時間を費して、組合運動が十分に発達し、労働者の地位も向上し、生活が保障された場合には、専従者の給與を使用者側の負担において行なうという原則を打立てることが望ましいのではないかと。又組合運動の発展について見ましても、専従者の給與を使用者の負担において出しているところの組合において、少しもそれが御用化しておるといふようなことは見えないのであります。むしろその他の面において御用化しておられるところの組合が多に多いのであります。例えば使用者が組合幹部を買収するとか、或いは懐柔するとか、或いは第二組合を作らせるとかいうような点は、しば／＼今日までの経験において我々の見て来たところであります。従いまして、むしろ専従者の問題よりも、その他の点において組合の御用化しておる面を十分に当局においては排除し、取締るということが必要ではないかと、こういう工合に考えるのであります。それから組合規約の記載事項についてであります。組合は團結権に基いて自主的に運営されるものである。従つてその規約は組合の自主的に規定するところに譲りまして、法律上は、ただ組合が労働者によつて自主的に運営されることを明らかにする程度で十分とすべきであると思ひます。若し本法案のように必要記載事項を列挙し、そしてこの事項を一つでも欠くものは法律上の保護を與えられないといううりなことにするならば、結局、労働組

合法は、労働権の尊重ということよりも、労働権を取締る取締法に轉化する危険が十分にあるのではないかと、このことを考えるのであります。この点についての政府当局の御意見を伺いたいののであります。それから団体交渉の問題であります。が、本法案は、組合の代表者又は委任を受けた者が使用者又はその団体と交渉をする権限を規定しております。又これは不当労働行為の中に規定してあるものであります。が、使用者は組合の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むことができないというところを規定しておるのであります。正当な理由という逃げ道を作つて置くということは、これこそ正当ではないと私は思うのであります。むしろ積極的に、使用者は団体交渉に應ずる義務があるということをはつきりと規定すべきではないか。この点に關する政府の意向を質したいのであります。それから労働委員会におきましては、委員の任免の場合をそれ／＼規定しておるのであります。が、これについて疑問があるのであります。が、何よりもその構成を民主的にするため、委員に対するリコール制を採用すべきではないか。この点に關する政府の意見を質したいのであります。それから労働委員会の原則を是非とも、ここで認めて貰いたいということであり、本法案には「公益上必要があると認めるとき」に限りその会議を公開にするというところを規定しておるのであります。が、これは全く非民主的な規定であります。國會のこの本會議も、亦國會

における各常任委員会も、今日ではすべて原則として公開されておるのであります。そういう今日、労働委員会の会議について公開制の原則を認めないということは、絶対に私は反対すべきだ。この点に関する政府の意向をお尋ねしたのであります。

それから労働法の一部を改正する法律案につきましては、二点お尋ねしたのであります。

一つは、公益事業の追加指定についてであります。改正法案によりまるといふと、内閣総理大臣が国会の承認を経て追加指定するという事になつておるのであります。これは次の理由から不当であると申さなければなりません。一つは、労働法の制限を法律によらず、総理大臣の指定としたという事は憲法違反であるということ、それから第二には、公益事業はその性質が絶えず変わるものではなく、殆んど一定しておるものであるからして、かかる規定を設けることは、労働法の制限を行政官廳によつて一方的に拡大させることの法的根拠を與えるものであるといふこと、それから第三には、よしんば、これが決定を認めるとして、むしろ現行法通りにすべきではないか、この三点の理由から私は不当であると考へるのであります。これが政府の所見を伺いたないのであります。

開する労働法の制限であり、これ亦憲法違反と申さなければならぬのであります。この点につきまして政府の所見を伺いたないのであります。以上。(拍手)

(國務大臣鈴木正文君登壇)

○國務大臣(鈴木正文君) 閣議員の御質問にお答え申し上げます。

労働法の問題についてであります。が、提案された法案を冷静に公平に読み取つて頂きましてならば、労働法を否定するとか、そういったような考え方をの上に毛頭立つておられないといふことを御了解頂けるものと私は確信しております。勿論、労働法は憲法によつて保障されたところの基本的権利でありまして、これを尊重するといふ考え方については、敢えていづれの会派を問はず、これを否定するといふような考えの下に立つておられる者は勿論ない筈であります。労働法が同様にあります。ただ公益との関係の点につきましては、労働法に二分れた異質的な階級以外には、明確なる概念も、その機關となる実在も存在しないといふふうな考えの下に、第三者的、一般國民的の公益問題といふものを否定されたのであります。これを私共は、私共はそういうふうには考へておらないのであります。最も重要な労働法の存在は十分認めますけれども、一般の國民の層としての、一般の第三者的な、公益的な概念も実在も存在するのであります。労働問題の実際の解決に當りましては、公益面と労働争議の調整というものを考へて行くのが当然であると考へておるのであります。そういう考へ方の下に立案されたといふことを

お答え申し上げます。

それからいろいろ御質問がございまして、或いは漏れる点があるかも知れませんが、若し漏れましたら、(漏らすなと呼ぶ者あり)委員会その他適當な機会に申上げることになります。

第一條の目的といふ点についての労働基本権との関係の御質問でありましたが、この第一條は、明らかに労働者の労働権の基本的な権利としての確保といふことを明確にその目的として書いているのでございまして、(明確でない)と呼ぶ者あり。これも御指摘になりました点、よく読んで頂きますれば十分に分つて頂けると思ひます。(分らん)と呼ぶ者あり。第一條第二項に但書を附けましたのは、従来、労働組合のやることは、如何なる行為を以てしてもそれは違法でない、極端な場合において、それが労働組合の活動の形においてなされた場合には、如何なるものも違法でないといふような極端なる考え方、言説もあつたのであります。私共はその考え方とは反対であり、労働組合の行動の中にも亦、当然正當な一定の限界があるといふことを考へておるのであります。その考へ方の下に附されたところの但書に過ぎないのであります。

それから組合専従員の給料の問題であります。この問題につきましては、曾て私共から加藤労働大臣に對しましての組合専従員の給料の問題をどう考へているかという質問に對しまして、當時も當然、世界の実例から見ても、事の本質から見ても、専従職員は給料を拂うといふことは原則としてもおかしい、間違つてゐるという原則は認める、但し組合の発達の過程の現狀に徴して、もう少し暫らくこの点は猶予して欲しいという答弁でありました。(拍手、拍手)「答弁」と呼ぶ者あり。根本におきましては、この考へ方に反對の余地はないと思ふのであります。世界に専従職員が給料が使用者によつて拂われていふという事例はないのであります。私共は結局現段階はこの原則を實行すべき段階であり、時期であるかどうかという観点につきましては、正に実行すべき時期であるという観点を以てこれを決定したといふことを申し上げます。(拍手)

それから組合規約の中に書き込むところの問題を細々と列挙してゐるのは、組合に関する干渉ではないかといふ御意見でありましたけれども、これは苟くも民主的にして、自由な、一部の獨裁者に引摺られないところの民主的な組合である以上は、当然書き込むべき、書いて當り前、書いてないのが不思議なだけの條項でありまして、極く當り前の最小限度のものを書いたのに過ぎないのであります。組合の民主化を促進するところの目的に適合することとあれ、決して組合自体の民主化を阻害するといふような性格のものではないと考へております。

労働委員会のリコール制につきましては、労働委員会の委員の任期は一年なのであります。この一年という短かい任期と照し合せますときに、敢えてこの際、リコール制といふものを持ち込まなくても、重大なる過ちは現われずして是正されて行くと思へるのであります。それから労働委員会が公開の問題でありました。これは各方面から嚴正妥當な解決に導いて行くために、非公開でやる場合の方が多く妥當でありますけれども、併し御指摘のように、必要があれば公開するところの措置と準備は規定されてゐるのであります。

公益事業の追加指定の問題であります。これは現在の新憲法の下におきましては、国会の下において追加を決定するといふことが、最も民主的であり、妥當であると私共は考へてゐるのであります。(拍手、拍手)「冷却期間はどうした」と呼ぶ者あり。

○議長(松平恒雄君) 原虎一君。

〔原虎一君登壇、拍手〕

○原虎一君 私は只今政府の提出になりました二つの法案に對して、日本社会党を代表して質問をいたしたいと存じます。

先ず、改正條項について労働大臣に對して質問をいたします。政府は労資が對等の立場に立つこと、これを促進すると強調しております。然るに改正の要點の一つであります第二十七條におきましては、労働委員会の決定に従わない資本家に対して、裁判の判決を俟たなければ制裁をする方法がないことになつてゐるのであります。これは労働によつて生活し、他に經濟的余裕のない労働者にとつて、非常な不利なものであります。又不公平も甚だしいものであります。その事實は労働大臣も御承知と思ひますが、山口縣大浜炭鐵の事件によつて明らかであります。即ち大浜炭鐵主は、労働組合を破壊せんとし、幹部七十数名を首切つたのであります。これに對して地方労働委員会は、炭鐵主の不当労働行為を決定したのであります。(「そうだ」と

呼ぶ者あり」ところが、これが裁判に

付せられました結果、遂に炭鉱主が大審院にまで上告しましたため、一ヶ年半を経過して、漸く労働者の勝訴となつたのであります。併しこの長い一ヶ年半の間、七十数名の組合幹部は失業状態に置かれ、悲惨なる生活を続けなければならなかつたのであります。この事実を照しても、眞に労資対等の立場を強調するならば、不当労働行為に対する労働委員会の決定には、直ちに労働者を原状に復帰せしめるだけの執行力を持たすべきであります。本改正案は文面上は労資対等である、併しながらその実質は遙かに遠いものであるといふことを断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

第二は、使用者の組合に対する財政援助の禁止であります。即ち組合の事務専従者に対して従来使用者が給料を負担していたのを禁止する結果、当然労働者の組合財政に対する負担の増加となるのであります。これは今日労働組合が社会的、國家的に重要な任務を有するものでありますから、労働者の社会的、文化的生活費の増大は当然賃金の一部に加算して要求することは妥当であると思ふのであります。これについて労働大臣の見解を明らかにさ

れたのであります。

第三は、労働委員会の権限を強化しているものであります。組合の資格認定、資本家の不当労働行為等、重大なる決定を、公益委員即ち第三者委員のみによつて決定することになつております。労働委員の三部制の根本精神にこれは反し、非民主的でありまうばかりでなくして、公益委員の選任には労働委員の同意を要するのであります。労資は互いに自派の味方の委員の多きことを希望いたしますことは当然であります。従つて場合によれば、公益委員の任命に対しては、労資両委員の承認を得ることが困難に陥つて参ります。こゝういふ場合におきますところの労働大臣は如何なる処置を採られるか、その確信の程を伺いたないのであります。

第四は、労働法の改正によりまして、公益事業の争議は三十日間の調停期間を経過してから後に罷業をなし得ることとなつております。その罷業が六十日間継続したときは再び調停にかけることを規定したのであります。政府はこれによりまして、公益事業の罷業を抑制し得るところの確信を持つておるかのように主張いたしておりますが、私に言わせますれば誠に滑稽に

堪へません。と申しますのは、ガス、水道、電気のごとき公益事業の罷業は、できる限り短期間に終了すること

は何人も望むところであります。然るに政府はこれが六十日に及ぶことを是認したのであります。諸君、交通機関のごとき公益事業の罷業が六十日間も継続した場合社会はどうなるでありません。やう。やう。と申す者あり。ここに政府が法律によつて日数を規定することが罷業の抑制になると考える矛盾が暴露されておるのであります。(拍手)罷業の日数を制限するがごときことは、これこそ労資の自衛に俟つべきものであります。やう。やう。と申す者あり。然るに政府が画期的な改善のごとく強調する眞意がどこにあるか、私は誠に疑わざるを得ないのであります。この点を明らかに御答弁願いたいと存するのであります。

次に、主として総理大臣にお伺いたしたいと思ひます。労働組合の基本的任務が、職前におきましては主として労働条件の維持改善と労働者の地位の向上にありました。然るに敗戦後の新生労働組合は、これに加ふるに民主

るのであります。(どうか)と申す者あり。今同政府が改正せんとする法案の要点は、自由にして建設的な労働組合の助成を一層推進し、労働争議と公共の福祉との関係の適正な調整を図ることを主眼とし、これが改正を漸進的に措置するといふのであつて、一應肯

けるような説明であります。併しながらその底を流れております思想について靜かに検討いたしますときに、大いなる疑問と憤慨とを抱かざるを得ないものであります。第一に、政府が労働組合の健全なる発達を図るためには法律によることが最善の方法であることとすることに、大いなる過ちのあることを指摘しなければなりません。即ち法律によつて取締りさえすれば事足れりとするところの古い考えを打破しなければならぬのであります。やう。やう。と申す者あり。政府もこの点については多少反省をいたしたのであります。よりか、二月発表しました取締法案を引込めまして本案に代へましたが、まだ根本的の理念の変化は決して認められないのであります。やう。やう。と申す者あり。御承知の通り今日模範的労働組織と称せられておりますところのイギリス労働組合も、その有する百数十年の歴史の中に

は、労働者が失業するのは機械ができ

たからだと言つて機械を破壊した時代もあるものであります。今より二十三年前の一九二六年には、御承知のように二百数十万の労働者がゼネストを執行して、國內は勿論世界を驚かしたのであります。この明らかな歴史的事実が示す通りに、理想的労働組合の実現は一片の法律によつてなされるものでなく、労働者みずからの努力が累積されて初めて達成されるのであります。従つて一時的には社会的犠牲も亦止むを得ないのであります。かくのごとき尊き歴史の上に築き上げられたところのイギリス労働組合でありますればこそ、ファッショの嵐にも、鉄のカーテンの中にも巻込まれることなく、毅然として理想に向つて邁進いたしておるのであります。吉田総理は、曾て政治目的達成のために労働組合を破壊する不逞の輩ありと言われた。事実若しありといたしましても、首相のごとくこれを罵倒し、或いは法律によつて取締ることによつて事足れりとしたし得るところの社会的欠陥を除去する具体的な施策を怠るときは、かかる運動はますます活発になつて来るのであります。吉田民自党内閣におきまして、

これに処するところの進歩的政策と熱意がありましようか。ありますならば、具体的に今日お示しを願いたいのであります。

敗戦直後の労働組合運動に行き過ぎがあつたとして、これを労働者のみの責任に帰して法律によつて取締らんとすることは、本末を知らざるものと言わなければなりません。一部労働組合運動に行過ぎがあつたといはしまして、それは過去数十年間に亘り、ただただ労働組合を危険のものとして弾圧することのみを知つて、これを認めるの理を知らなかつたところの支配階級の負うべき責任を逃れることはできないのであります。(その通りと呼ぶ者あり)

今や我が國の労働組合の大多数は、過去三ヶ年の尊い経験によつて、みづから力によつて民主的に建設的な方向に向つて大なる努力を拂いつつあるのであります。このとき本法案の提出は、却つて角を矯めて牛を殺す處れたしとしないのであります。然るに政府は幾多の改正を必要とし、これを漸進的に行うと言つておるのであるが、本法案の外に尙如何なる改正をなさんとする意図であるか。吉田首相並びに鈴木労働大臣の明快なる御答弁を要求

するものであります。尙、私はこれを以て質問を終りますが、時間の許す限り第二の質問の時間を與えられんことを議長に希望いたします。私の質問を打切ることいたします。(ヒヤヒヤと呼ぶ者あり、拍手)

(國務大臣吉田茂君登壇、拍手)
○國務大臣(吉田茂君) 原君にお答えをいたします。政府は過去における、或いは又現在の労働運動等の実情に鑑みまして、破壊的行爲、或いは非民主的、或いは独裁的の少数の組合による指導、これを排除したいというのであつて、決して労働運動を法律によつて圧迫するとか、或いは弾圧するとかいふ氣持は毛頭ないのであります。健全なる労働運動を助長するためには、政府は十分にこれらの運動の発達に、或いは組合の発達に飽くまでも助力するつもりでおるのであります。従つて政府の考え方については更に御再考を希望いたします。(拍手)

(國務大臣鈴木正文君登壇)
○國務大臣(鈴木正文君) 最後の御質問の方からお答えいたします。労働法関係の法規を改訂するということを計画し、又実行いたしましたのは、先程提案理由の中でも詳しく申し上げましたように、この三年間の運営の

実験に徴して、幾多の是正すべき技術的な面があると同時に、本来民主的、民主的、建設的であるべき労働組合の発達に、まだ一部の独裁的な指導関係、或いは又一部の使用者側の方面から見ましても、眞に健全な労働組合を育成する、協力するといふ考え方と方式の足りない点、そういうことは先程幾つかの実例を挙げて、提案理由の中で申し上げたのであります。それらと考へ合せまして、この段階におきまして、可能な範囲において改訂を施して、そして自主的な、民主的な労働組合をより一層推進する、九原則の実行という命題とも脱み合せて実行する必要があると考へましたが故に、改訂を計画し、それからその結果として法案を提出した次第でございます。又根本的に労働組合といふものに対して、どういふ考へを持つておるかという御質問に對しましては、只今總理よりお答え申し上げましたと全く同じ考え方の上に立つております。

次に労働法の二十七條の關係についての御質問でありまして、例として山口縣の大浜炭鐵の例を挙げておられたのであります。この二十七條はむしろこういつた例のないように、速かに原狀回復をさせることによつて、労働者の

利益を守らうとしておるのであります。二十七條の第二項、第七項及び第三十二條と照合して見て頂ければ、この關係はよく分ると思つております。労働委員会の命令があつて、三十日以内に裁判所へこれが行かないといふときは、労働委員会の命令が確定して、命令を履行しない日数に應じて、毎日十万円以下の過料を課するといふことになつておるのであります。むしろ方向は、こゝろより労働争議の長びくことを通じて労働者が不当に損害を蒙むといふことを防止しようといふ考へ方の上に立つておるのが、根本的な考へ方であるのでございます。それから組合への財政援助の件につきましては、先程も申し上げたところでありまして、先けれども、専従者の職員の問題も勿論であり、その他特殊の厚生設備とか、或いはさういつたもの以外の一般的の組合の経費といふものを、経営者側から受取るということは、飽くまでも獨立の、民主的な、自由な組合という立場から考へまして、誰が考へても當然ではないのであります。段階に應じて、現在の段階におきましては、この改正案に盛り込まれた程度のことでは実行すべき時期であると考えて、あの改訂を盛り込んだのでございます。それから労働

委員会の重大な事柄を中立委員のみに任せるといふことは不当ではないか、適當ではないじやないかという御質問であります。労働委員会の仕事のことで以て準司法的な性格を持つたところの認定、或いはその他の仕事は、むしろ労働双方の直接的關係を離れて、公益委員の手によつて安當に処置するといふことの方が全体の動向といたしまして正しいのであります。この線に沿つての改訂が當然と考へたからであります。

それから六十日に及ぶところの冷却期間を認めたといふことは、却つて政府自体が六十日間争議を長引かすことを認めたやうなものじやないかという御質問もありましたけれども、さうではないのであります。六十日以内に当然公益事業の争議の解決は図るべきであり、又實際問題といたしまして、

これ以上に亘るやうな長期の公益事業の争議が勝ち得る筈がないのであり、實例といたしまして、この程度で以て労働双方が眞に解決するところの意思を以て協力的に臨んだならば、解決し得るものであり、さういふ考へ方の下に六十日のこの期間を置いたといふことは適當である。さういふ考へ方をして、これを実現したのであります。

委員会の重大な事柄を中立委員のみに任せるといふことは不当ではないか、適當ではないじやないかという御質問であります。労働委員会の仕事のことで以て準司法的な性格を持つたところの認定、或いはその他の仕事は、むしろ労働双方の直接的關係を離れて、公益委員の手によつて安當に処置するといふことの方が全体の動向といたしまして正しいのであります。この線に沿つての改訂が當然と考へたからであります。

○原虎一君 再質問をいたしたいと思
います。自席からお許し願いたいと思
います。

○議長(松平恒雄君) よろしくござい
ます。まだ時間がございますか
ら……。御登壇願います。

〔原虎一君登壇〕

○原虎一君 総理大臣の御答弁は甚だ
不満足であります。お帰りになりま
したから、別な機会に再びいたした
いと思ひます。鈴木労働大臣の御答
弁、御親切になされたつもりかも知れ
ませんが、私の質問の要点を外れて
お答えになった点だけを先ず問ひ返
しまして、不満足な点は、いずれ労働
委員会においでお尋ねをいたしたいと思
ひます。即ち第二の事務専従者に対す
るところの使用者の経済的援助、これ
を打切る結果は、当然労働組合は社会
的、國家的任務を果たす公の団体であ
りますから、労働者は文化的、社会的生
活に必要なところの生活費として、
これを賃金の中へ入れて要求する運動
が当然起きて然るべきなのでありま
す。今まで資本家の援助の理由はいろ
いろあります。又先程質問されました
ところの堀真澄君が言われるごとく、
その時期ではないという考えもありま
す。併しながらこれを六月までに敢え

て断行しようという関係方面の意図も
あるように伺っております。従つて労
働組合が社会的に立派な活動をするた
めには、人を要し、財政を要するので
あります。従つて賃金にこれを要求し
て来るところの運動が当然起きて然る
べきであつて、こういう運動に対する
ところの労働大臣の見解を明らかにさ
れたいというのを質問したのであり
ます。御答弁を願います。

〔労働大臣(鈴木正文君)登壇〕

○労働大臣(鈴木正文君) 労働組合経
営のための諸経費の問題が原さんの言
われるように、直接的な資金問題と結
び付く、そういうふうには考えており
ません。併しながら一面におきまし
て、労働組合の従来受けておつた、間
接的にしても専従職員給料その他を
以て受けておつたところの経済的援助
というものが、この際断ち切られると
いうことにつきましては、大きな影響
があると思ひます。ただ、それを直に
に資金問題と結び付けて、そうしてど
うこうという性格のものではないと思
ひます。

○議長(松平恒雄君) 門屋盛一君。
〔門屋盛一君登壇〕
○門屋盛一君 私は民主党を代表いた
しまして、今回政府より提案せられま
した労働組合法、同調整法等の改正案
の審議に直面いたしました。二三点だ
け政府の御所信を質して見たいと思
ひます。

第一、この法案は、まだ審議に入ら
ない前から、甚だしい改悪であるから
絶対に反対であるという声と、この程
度の改正では物足りないから、いつそ
改正案を出さない方がよいという声が
起つております。私は考えますに、
かようなことは、一つは、この内閣は
労働者に最も理解のない内閣であるか
ら、到底労働者の立場など考えた改正
はできないという「異議なし」と呼ぶ
者あり。一種の不安から、頭から改悪
されるものと決めて掛かつておる労働
組合側の声であります。一つは、労働基
準法や安定法、労働法等の大幅の改正
をして、自分たちの都合のよいように
して呉れるであらうと考えていた資本
家、経営者たちの失望の声であると思
ひます。大体現行の労働法規は、我が
國産業民主化のために、旧來の資本主
義や軍國主義を打破して行くために労
働組合の健全なる発達を圖らねばなら
ない、言葉を換えて申しますならば、
平和日本再建の先駆とし、且つその基
盤とする目的を以て生れたものである

と思ひます。〔門屋大統領方
歳〕と呼ぶ者あり。資本家や経営者から
見れば、実に驚くべき行過ぎと思われ
る点もあり、労働者側から見まして
も、その贈物が余りにもすばらしいの
で、消化し切れなくて、まごついてお
る点もあるであります。かくして生
れました労働法規も、先程労働大臣そ
の他の言われましたように、三年間と
いう貴重な体験を経まして、今日の場
合特に経済九原則を立てようとする今
日においては、労資双方の立場からそ
の改正をすることは絶対必要である
と思ひます。又改正しなければならぬ
点も数々あるのであります。然るに何故
に今回の提出の改正案が、一方からは
絶対反対、一方からは物足りないと言
われるのであるかという点でありま
す。只今労働大臣からは極めて型のご
とく提案理由の御説明がありました
が、この説明において二つの重大な点
が明らかにせられていないのでありま
す。

第一点は、三月十四日発表せられた
ところの政府の試案と、本日提案され
ましたところの案とは甚だしく重点を
異にしておるのであります。このこ
とに對し、政府の試案が如何なる理由
によつて閣議決定に至らず、今日の改
正案を採上げなければならなかつたか
という点についての御説明が足りない
と思ひます。この点を説明願
ひたい。

第二点は、政府は公聴会を開いて各
階層の陳述を聴かれておるといふこと
を言われておりますが、その結果とし
てこの改正案の如何なる点にその公聴
会の声を採入れられたか。私の見ると
ころでは、このことが甚だ少いのであ
ります。特に労働組合側の意見は殆ん
ど採上げられていない。これは如何な
る見解によつて採入れることができな
かつたか。以上の二つの点に對し、そ
の経緯について率直に且つ良心的の御
答弁を願ひたいのであります。〔拍手〕

労働大臣はこのことに対し、去る三
十日衆議院における川崎代議士の質問
に對しまして、二月試案と本案とは実
質的に変わらない旨の簡單なる御答弁が
あつたのであります。私はこの二つ
の重大なる経緯につきましては、極め
て懇切に御説明せらるることが最も
大切な労働大臣の責任であると思
ひます。〔「そうだ」と呼ぶ者あ
り、拍手〕経済九原則実行に當りまして

労資の完全なる協力を必要とすることは申上げるまでもありません。この完全なる労資の協力を必要とするこの際、労資双方の不満を了解しなければならぬという見地からも、こういう点は十分に御説明になつて、今ここに提出せられたる改正案は、政府が努力に努力をしたものであり、今日の情勢においては是非とも國民に納得して貰わねばならぬというのであれば、一層それだけ熱意のある良心的の御説明をせらるべきであると思ひます。

第三点は、政府は本案の修正に應じられる用意があるか否かということをお尋ねしたのであります。我が國經濟再建上どうしても労資一体となつて行かねばならないこの際、労働組合側の意見が余り容れられていないというこの案に対し、絶対反対という意見を持たれておる政界もあるようでありますが、これは一應御尤もと思ひますが、併し私はこれらの点に對しましては十分に検討しまして、修正すべき点は修正せられて行くことが正しいのではないかと申すものであります。徒らに反対だ、との言ひ放しではない。いくら労働組合の希望でも、経営者側の希望でも、現在の段階においてどう

しても容れられない点もあると思ひますが、修正した方がいい。修正すべき点もあるであります。我々はこれらの点に對しましては、各党各派が十分にこの修正点に力を入れるべきであると思ふのであります。そして適正な修正案のできました場合は、政府も與党もこれを認めて、大いに同調して、よりよき改正法を決定して、そして期かなる労働力の発揚をやらねばならぬと思ふのであります。(「修正できないれば反対するか」と呼ぶ者あり)

又提案が非常に遅れたために、審議期間の切迫しました今日から考えまして、審議上更に考慮に堪えないものがあるものでありますが、大体この内閣は労働問題を非常に軽く取扱つておるものであります。御承知のごとく、予算が出れば大蔵大臣は財政上の説明をするという発言を求められて来るのである

です。今回の労働法の改正は、我が國の産業再建上重要な法案であります。それにも拘らず、政府が労働関係法に重きを置かず、政府よりこの提案理由を説明するという発言要求がなかつたために、本院は今日漸く議院の要求によつて政府から説明を聴いてお

る。二十八日に提案したという形にはなつておりますが、重要な説明がないから、約一週間というものを審議に入ることができない。かくのごときは政府においても非常にお考えにならないければならぬ。尚又只今までの答弁を伺つておりましたも、この答弁が非常に不親切なのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)そこで政府におかれましては、毎度のような独善的の考え方に

いたしまして、一体この内閣は如何なる労働施策を持つておるのであるうか。第一誰が考えても相当の出血を覚悟せねばならないとするところの、今日の經濟九原則の大手術に著手しております今日、一体吉田病院の鈴木院長は、如何なる用意の下にこの手術に參加されておるのであるうか。これが分らぬのであります。米澤さんや加藤さんならば、上手か下手かは別問題としまして、大体患者の体質とか、既往症とかいふものをよく知つておられたから、大した方角違ひはなからう。こう

それは安定施策の方を先にする、止むを得ず立法の改正はやるのであると、体裁のよいことを言われておつたが、何もそういうことはない。(「それは重大問題だ」と呼ぶ者あり)すでに單一篇替レートの設定を見まして、企業合理化はもう出発しておるのであります。ぼつ／＼と申上げたが、首切りは極めて急速に始まつております。行政整理の首切りぐらゐのものではありません。(「そうだ」と呼ぶ者あり)可なり多量の出血を予想されております。これに對しまして、政府の現在お持合せになつてゐる処方箋、即ち失業保険や緊急失業対策費の二十余億の帳面額ぐらゐのものでは、企業家も労働者も全く不安で不安で堪らないであらうと思ふのであります。そこで根本療法を知りたいのであります。私は諸種の労働法案の審議に當りまして、甚だ困ること

第四点としましては、私は昨年十月、第二次吉田内閣成立以來今日まで、吉田内閣としての労働政策というものが発表されておらないことに非常に不安を感じておるものであります。又鈴木労働大臣としても、何らの御抱負の発表もないのであります。この点に對しまして、國民として少からず不安を感じるものでありますから、今日この機会にできるだけ詳細なる御所信を御発表して頂きたいと要求するものであります。

労働者諸君はもとより、経営者側といたしましては、増田労働大臣は、

か、いづれを先にするかという質問をいたしましたときに、増田労働大臣は、

化によつて潜在せる労働力は、表面に失業者として現われて來ると思ひますが、政府は如何なる方法を以てこれを基本産業面にその力を能率化して行くかといふことについて、労働大臣としてのお考えを伺ひたいのであります。尙、当面の失業対策としての失業保険と、緊急対策費二十余億円で賄ひ切れぬといふふうになつたときの対策と、その場合最も心配になる資金面、即ち財源の点について、大蔵大臣並びに關係方面との了解はできておるのかどうか。以上の点につきまして、先程申上げましたように、できるだけ詳細に明確にお答え願ひたいのであります。尙、以上の御答弁を得まして、納得し難い点がありました場合は、都合にて再質問をするといふことを議長にお願ひして置きます。(拍手)

〔國務大臣鈴木正文君登壇、拍手〕

〔義経君答へる〕胸がどきどきだろ」と呼ぶ者あり

○國務大臣(鈴木正文君) 政府のいわゆる労働省試案と、それから最後のに出た本案との間に著しい本質的な相違があるのではないか、そうであるならば、何故そういうふうになつたのかといふのが質問の第一点だと思ひま

す。この点につきましては、私共は先程も申しましたように、民主的な自由な組合活動、賃、量両面に亘るところの自由にして民主的な組合の助長と活動、それを中軸といたしまして、健全な労働運動を助長して行くと、こういう考えを第一の重点として立案の最初から當つたのでありまして、その根本的な面におきましては、当初の案も、今度の案も、方向に変化はないと考えております。ただ幾つか採上げられまして、このところの問題、例えば交渉単位の問題とか、或いは幹部組合の問題とかといふふうな面につきまして、当初の原案にあつて、そうして最終案にはなくなつたといふふうなものが幾つかあります。これは關係方面の意見という点も必ずしもないではないにいたしましても、主として最初から申上げておりましたように、公聴会はただ單に聞き流してやるのか、形式的に公聴会を開いたといふだけの意味においてやるのかといふ御質問も、當時からしばしばあつたのであります。が、率直にあの當時から申上げておりました通り、條件が許すならば、聞き得るところの考えはできるだけこれを採入れて、そうして公正妥當なものに持つて行く、決して強圧的な組合關係法を作

るといふようなことは根本的の立場ではないといふことをしばしば申上げておつたのでありまして、各地の公聴会、それから各方面から寄せられた意見といふものをすべて参照いたしまして、そうして除くべきものは除き、簡素化すべきものは簡素化して行くといふ変化は起きておりますけれども、根本的な変化は起きておりません。と同時に、最初提案の際にも御説を國つて行くといふ考え方も加へたのでありまして、根本的方向が変化しておるとは考えておらないのであります。この点御了解を願ひたいと存じます。

更に具体的にどういふ点においてそれでは公聴会その他の意見を探り入れておるかといふ御質問がありました。が、これは公聴会だけでなくて、各方面の意見を公平な立場で採り入れておることは只今申上げた通りであります。が、例えば一二の事例を挙げて申し上げますならば、第一に労働者諸君の側から、使用者諸君の側からも、中立側の側からも、共に反対であつたところの只今申上げたところの幹部労働組合といふふうな觀念は、この原案から排除して最終案に盛り込まなかつたといふ点が例へばその一点であります。又第二に団体交渉の単位制という問題、これも先程申しましたけれども、これも大体において労働者の方のみならず中立側からも、反対若しくは生硬不熟の考え方十分熟しておらないといふ御意見がありましたので、この点も削除したといふ点も一点であります。それからこれは労働者に強ひ意見が述べられたのであります。が、労働委員会の準司法的機能については、さつきの御質問にありましたように、公益委員がこれに當ることになつておりました。そう書いただけでありましたが、その他に、必要な場合には労働の委員が審判に參與することができるといふ意見も公聴会の各方面の意見として最終案に採り入れておるのであります。第四に、不当労働行為に關する有効且つ適切な手続を設けるべきであるといふ点、この御意見も採り入れたつもりであります。第五に、団体交渉拒否の事由の列挙について反対がありましたので、これは「正当な理由なくして」といふ簡潔な言葉にいたしました。幾つかのケースを派山試案の中に

は列挙したのでありますけれども、どこまで列挙して行つても、最後の欄目のところに行きますといふと、不分明の問題が出てくる、こういう見方が各方面から主張されたのであります。で、この列挙主義を取止めて「正当なる理由なくして」といふように変えた点も、公聴会の意見を大体採り入れた点であるのであります。それから労働者に反対しておつたところの労働組合に対する官廳の関與という問題は、これはもう思ひ切つて削除してしまつておる。これもさつき御説明の中にあつた通りであります。これも公聴会の意見であります。それから労働行為の予告期間を規定しておつたのであります。これも公聴会の意見に基づいたものであります。争議行為の予告期間という考え方は削除したのであります。それから、これはまあ末梢的な問題であつて、大法院のような形をしていなくても、要らない部分があるのであるのではないかといふふうな御意見もありましたので、それは極めて簡潔にして、最初百條に余つたところのものが只今申上げたような簡潔な形になつた。本質的な変化ではありませぬけれども、以上のごときが大体合點を得る

ところの、公聴会に對して意見をどの程度具体的に採り入れたかという問題に對する一應の答へでありまして、

尙、改正に應ずるところの意向が政府にあるかどうかという問題であります。國會それ自体の立法權に關しましては、全く政府が干渉すべき余地があるべき筈はない。これは國會の自由なる御意思によるべきでありますけれども、政府側といたしましては、只今も申しましたように、すべての角度から検討を重ねたのでありまして、應じないとは言い切れませんけれども、この原案において進みたいという意向を持つております。

もう一つ最後に御質問のありました失業問題、直接的にはこの法規の問題に關係がないようにも思いますけれども、御質問でありますので、概略だけの考え方を答へ申し上げます。これは、失業者の数がどれだけあるかという考え方に至りましては、例えば私共のすでに先般発表している数、或いは共産黨の諸君が言われますところの一千万というような数、その他いろいろな見方がありますけれども、この数につきましては、すでに本會議場、或いは委員会等で発表しましたあの大体

の数が今のところは、最終的な決定した行政整理案、定員法あたりの關係から申ししても、一應変更しなくとも、あの数が大体當時の推定ではありまして、たけれども、現状においてはあの數の下に立案をして措置を講じて行けばいいと、こう考へております。その大體の考え方は、飽くまでも國民經濟を新らしく擴大強化されたところの雇用面の引上げられた面に、最終的に失業者

諸君が吸収し終えるのでなければ、失業問題は徹底的に片付かないというものは、これは當然のことです。それは本年内に出来るところのあの程度の失業者に對して、本年度内に我が國民經濟の擴大と、それから雇用面の増大とが應じ得るかという問題であります。これは安本當局及び商工省その他とも十分新予算の下に訂正される五ヶ年計画をも併せて検討した結果、今年度内に全部が吸収し終り得るというふうなことは到底考へられな

い。常識的に考へてもそうであります。當議的に考へてもそうであります。それが、實際に數字的に検討した結果もそうであつたのであります。現在大體計算したところの基礎數字は、恐らく四十万くらい新しい國民經濟の雇用面の増大というものが本年度内に實現されるであろう、そのうち二十万人は

輸出産業の方面、その他の方面で二十万人、併せて四十万人くらい、來年度になりますならば、あの予算及び計画に基きますと、百万人くらいの新しい雇用というものが生れて来るであろうという、こままでの見通しと計画は一應でき上つたのであります。

そういたしますと、大體把握に申しまして、この吸収面の増大に對應して、本年度内に生じて来るところの、失業者をどういふふうに処置して行くかという問題であります。仮に百四十万乃至百八十万の失業者、その中に何パーセントの實際に就業を要する者があるかという問題であります。仮に七〇％と押えまして、百万乃至百四十万のこの人たちの配分は、二

十五年度の最終にまで行きますならば、政府の施策が活潑に展開されるならば、そういう場合においては、最終的に吸収し得るところの計画と見通しとを立て得る。その中間においてはどうかという問題は、四十万の吸収の外に余つて来るところの人たちは、一應先ず第一線的には失業保險によつて受止めなければならぬ。この失業保險によつて現在受止め得るところの數は、現予算に計上してある二十一億圓に對しての吸収する數といふもの

は三十万人でありますけれども、失業保險の整理は極めて健全なのでありますから、これをフルに動かして行きますならば、そうしてそれに対応して三分の一の國庫負担を政府が出し得るならば、百万人はこれを吸収し得るところの計算は成立するのであります。先に七十万人までは自信があると申しましたのは、百万万人の數を採らず、これこれ見合せまして、極端の場合はこのまで来て大丈夫だという意味であつたのであります。勿論言ひまでもなく現予算には二十一億圓計上されておられませんけれども、これは失業者がそれだけ出て参りましたときには、國家の義務でありまして、当然如何なる方式を以てしても捻出して、そうして失業者に對應しなければならぬのであります。現在予算に計上されておる三十万人の外に、七十

万人くらいは必ず、必要の事態が生じれば必ず措置し得ると考へておるのがあります。併しながら失業保險によるところの失業者の吸収というものは、最も消極的な方法であることは勿論であります。國民經濟への最終吸収に備えるその段階においては、對処の処置は、當然言ひところの直接的な失業救

済事業でなければならぬのであります。この点につきましては、門屋議員にも御審議を願つておりますように、緊急失業対策等の法律を制定いたそうとしてゐるのであります。先ずでき上りました現予算に計上されておる八億八百万圓で足りないのは御承知の通りでありまして、実情に遅れないように、必要な經費を計上すべきであり、これはいずれの内閣と雖も、かかる情勢の下においては絶対に用さなければならぬ經費であることは勿論であります。この点につきましては、大藏大臣及び閣内においても十分の了解を得ておるということを、はつきり申上げますと共に、關係方面ともこれは一〇〇％までは行きませんけれども、必要な場合には財政的な処置を講ずる交渉をも具体的に、否定的な形でなくて進めつつあるということを申し上げます。

〔門屋盛一君發言の許可を求む〕

○議長(松平恒雄君) 再質問ですか。

よろしうございます。

〔門屋盛一君登壇〕

○門屋盛一君 私のお尋ねいたしましたことに対して、都合のいいところはくどくどと並べて御説明になるし、都合の悪いところは御説明がなかつた。

「そらだ」と呼ぶ者あり）殊に開けてならない一言がありましたので、再び登壇せざるの止むを得る事になりました。それは、承わっておりますと、本法案に直接の関係はありませんが、い前掲きの下に、失業対策について若干の政府の考え方を漏らしになりました。これがそも／＼私は労働大臣として言い得る言葉であらうか。「そらだ」と呼ぶ者あり）一般の労働政策は明らかにせず、失業対策を明らかにせずして、労働者関係の法律案をこの国会で審議して呉れということを言い得ることであるか。「そらだ」「その通り」と呼ぶ者あり）このことについてお伺いしたい。それから私の質問の第三点にありましたように、予算が出た場合は大蔵大臣はここで財政方針の演説をなさる。吉田内閣の鈴木労働大臣が労働問題を重要にお考えになつておつたならば、なぜ労働法を出しにならなかつたか。また本会議には出ておりませんが、委員会に沢山の関係労働法案が引掛つてゐる。この機会に、何故二十八日に国会に発言を求めて、この説明をみずからなかつたかといふことについての御答弁がない。「そらだ」と呼ぶ者あり）数字のことは委員

会で十分にできるのです。この厳正なところの本会議においては、總理大臣又は主管大臣として、この大きな問題に對して答弁して貰いたい。細かいことは委員会に承る。「そらだ」と呼ぶ者あり）でありますから、何故に二十八日の労働法に對する説明の発言要求をなさなかつたかといふことを、それから何でこの労働政策と失業対策といふものが、労働法に關係がないかといふことを、はつきりして頂きたい。「そらだ／＼」と呼ぶ者あり）以上。（拍手）

【國務大臣鈴木正文君登壇】

○國務大臣（鈴木正文君） 御指摘の失業問題のお答えを申し上げる前段の言葉は、ただこれは法律自体の問題ではありませんが、という程度の軽い言葉でありましたので、どうぞその点御了承願ひたいと思ひます。尙二十八日になぜ提出しなかつたか、実はこれは提出しやない、説明をなぜ求めなかつたかと呼ぶ者あり）二十八日の夕方頃初めてアブルヴァルが最終的のものが来たのでありまして、そうして、そのときに衆議院にかけられるかどうかという問題が考えられておりましたのが、衆議院にもかけられなかつたといふやうな形になつて、御承知のよう

に衆議院も遅れたのでありまして、アブルヴァルがかつ／＼のところまでつたので、それに対する私共の關係方面との折衝の十分でなかつたという点もお叱りがあるかも知れませんが、時間的關係にはそういうふうな關係になつておりましたので、御了解を願ひたいと思ひます。

【門屋盛一君「了承できない、議長」と述べ】

○議長（松平恒雄君） 門屋君、再質問ですか。

○門屋盛一君 再質問ですが、自席から発言を許可願ひます。

今私の尋ねたのは、二十八日に労働法提案の準備ができたのに、なぜ本會議に政府の発言要求をしなかつたかといふことを尋ねてゐる。言い換へますならば、現内閣はこの労働法という大きな問題を本會議に発言を求めて説明する意思があつたのかないのか。こちらの要求によつて初めて今日出て來てゐる。それをどうしてやらなかつたのか。率直に謝罪を言つて貰いたい。「その通り」と呼ぶ者あり）その外のこととは言う必要はないと思ひます。「その通り」審議了になつたつて責任は負わんぞ」衆議院を無視したのだから」と呼ぶ者あり）

【國務大臣鈴木正文君登壇】

○國務大臣（鈴木正文君） 只今も申しましたように、二十八日夕方にアブルヴァルが参りまして、二十九日は御承知の通りに休みでありまして、それから三十日に提案しろといふことは、衆議院の方では當時議院運営委員会を開いて盛んに催促されておつたわけでありまして、三十日に御承知のように衆議院の運営委員会がありまして、「そ

れは分つてゐる、発言する意思がないのだ」と呼ぶ者あり）衆議院の方には、ましては、この問題を衆議院が同じ形で採上げられるといひまして、いつの機会に御説明申上げるべきかといふことは考へておつたのでありますが、それから休みが続いてしまつたのでありまして、極めてその点遺憾でありまして、その点衆議院の皆様に遺憾の意を表しまして、お詫びを申し上げます。

【門屋盛一君「まあ了承だ」と述べ、笑聲】

○佐々木寛作君 議長、議事進行に對して……會議の継続の定員があるかどうか調べて貰ひたいと思ひます。「こんなに齒が抜けたようでは……」と呼ぶ者あり）

○議長（松平恒雄君） 佐々木君の御発言に對しましてお答えいたします。會議が開かれました後におきましては、殊に質疑などの場合におきましては、一時的な場合に限り定足数を問題にしないといふことは本院の前例となつております。この際議事の都合により暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

午後四時五十分開議

○議長（松平恒雄君） 休憩前に引続き、これより會議を開きます。

議長は休憩に際しての発言を取消し、これを、定足数を欠いておりますから暫時休憩をいたしますに改めます。

休憩前に引続き労働大臣の説明に對する質疑を続けます。中野重治君。

【中野重治君登壇、拍手】

○中野重治君 労働組合法案と労働法の一部改正の法律案についての共産黨の簡單な質問をいたします。これは質問は非常に沢山ありますが、二三の單純なことにしてお尋ねします。それで審議から続けておりますが、私としては労働大臣以前に法文を付けて置きたいのですが、尋ねられたことについて答えて頂きたい。「そらだ、

その通りだ」と呼ぶ者あり。これは聴かれたことに對する答へ以外のことを喋つてはならんというわけでは決してありません。〔賛成〕と呼ぶ者あり。併しそれは自由でなければ、外のことを長く喋つて肝腎の答へを漏れしないうちに願ひたいと思ひます。なぜかういふことを言ふかといふと、〔本論に入れ〕と呼ぶ者あり。これが本論の中の重要な部分です。この間うちからの労働委員会が我が非常に難澁をしておる。これは労働大臣ばかりでなく、政務次官でも、確か齋藤さんとおつしやつた説明員までも含めて、いろ／＼質問が出るけれども、答は出ない。仕方がないから、これは、こうでしようといふことを念を押すと、それでございませうと云う。先程なんかは門屋議員から謝まりなさいといふことで、謝まるというふうなことになるつております。私は時間ありませんし、大臣のために答を用意して來ておるわけではありますから、どうか大臣の方で答えて頂きたい。〔その通り〕と呼ぶ者あり。問題に入ります。

第一の問題は、新しい労働法、労働法の改正案、このことと、その他の労働関係法案との根本関係はどうなつ

ておるかといふことです。これについては先程も話がありましたが、先程お話をしたことでなく私はお尋ねしたい。例えば政府は緊急失業対策法案を出していますが、あれを調べて見ると、あれは実際には永久失業法といふものになつてゐる。政府の説明を聴きますと、行政整理の名で沢山の、何十万という人間の首を切る。そうして失業者が出た場合には、何ものにも優先してこれを助けなければならぬと、こゝろ言つておられます。そこで四月の二十五日、二十六日の労働大臣の説明を聴きますと、あのときはまあ四十万の頭腦労働者が首になるという。この四十万をどこへ持つて行くかといふと、今に輸出が盛んになるから輸出産業へ持つて行く、輸出産業が盛んになればサービスの仕事が殖えるからそこに過す。この輸出産業とサービスで二十万過す。それからあとの二十万はどうするかといふと、研究の結果、戦災による焼跡の地ならし、煉瓦の取り片付け、それから都市衛生のためのどぶ浚ひ、公園の整理、掃除などに廻す。

こゝろ言つておられます。これで四十万人を吸収すると言つてゐる。これが緊急失業対策法案の根本精神です。そこ

で、どうなるかといふと、爲替レートが決まつたから輸出が盛んになるだろうと言ひけれども、これはなか／＼疑わしい。反対の氣味合いも現に現われております。よしんば幾らか盛んになるとしても、労働大臣その人が、輸出の元は低コストにあると言つておられますから、輸出産業の低コストのための低賃金というものは避くべからざるものになる。サービスなんかの産業というものは、これは賃金というものは有るものは、これは賃金というものは有るばかりのものになりましよう。それだから一旦二十万人の首を切つて、その上に非常に大きな低賃金に引込めようといふ仕掛けになつておられます。輸出産業が盛んになれば、そこに労働市場の方に盛んに失業者が集まりまして、盛んに労働地獄が開かれる。失業地獄が開かれるといふことになる。一方どぶ浚ひ、それから地ならしはどうかといふと、これは一層ひどい。一体こゝろいうことは今日までに政府がやつて來ていなければならぬことであります。それをやつて來ていかなかつた。そこに氣が付いて、人を使つて正當な賃金を拂つて今日どし／＼やらなければならぬが、首を切つて、その上、失業者をそこに廻すといふことで今日までやつて來なかつた。今日向やつていな

いことをごまかしてはならないといふことで肩代りは断じて許すことができない。一方どぶ浚ひとか何とかといふことを考へて見ましても、地方財政は非常に貧しいし、それから公共事業費も首切られ、手を切られ、足も切られ、胴も切られてゐるのですから、これは公園の問題なんか／＼片が付かない。それでそれから從來日本では公園、火葬場といふふたことをやる人たちは、まあ悪い言葉を使いますと、乞食に毛の生えたやうなことをやつておつたことになりましよう。ああいうところに頭腦労働者の首を切つて、さうして持つて行くとする、これが緊急失業対策法案であります。それですから、この緊急失業対策法案といふものは、成る程、口では首を切られた人は何ものにも優先してこれを救済しなければならんと言つてゐるけれども、實際はこゝろいうことになる。失業者を使つて、さうしてそれを半失業状態に永久化する。固定化する。そこで、こゝろいふ緊急失業対策法案、即ち實際は永久失業法を出してゐる政府が、一方で今度は新しい労働法を出してゐる。さうして労働大臣はこの労働省の宣傳新聞の「週間労働」といふものに、さつきも演説でいろ／＼おりました

が、これによつて組合の民主性、責任性、自主性の十分確立ができる、幸いにこの法案が國會を通過したならば、新しい労働問題は適切に調整でき、経済九原則実行に當つて結局は労資双方にプラスになるだろう。こゝろいふことを言つてゐる。組合の自主性を確保しようとする、さういふ政府が、一方で永久失業法案を出さうとしてゐるといふことになれば、こゝろは平仄が合はぬといふことになる。この永久失業法といふものは確實でありますから、そこで、この平仄が合はぬものを合せようとするれば、この新しい労働法案は、これは組合の自主性を破壊し、労資双方のうちの大本家だけがプラスになるといふことになれば、これは平仄が合はぬといふことになりましよう。それで、この右と左のやうな、この二つの法案の根本関係が労働大臣においてはさういふふうに調和を保つてゐるか。その間の根本関係を説明して頂きたい。こゝろ思ひます。

次に法案そのものに入ります。この法案については、やはり先程説明があつて、要らぬ條項は削つた、大分削つたが根本は變らないといふやうな説明がありましたが、そこで、どういふ條項が削られたかといふことを見ます

が、これによつて組合の民主性、責任性、自主性の十分確立ができる、幸いにこの法案が國會を通過したならば、新しい労働問題は適切に調整でき、経済九原則実行に當つて結局は労資双方にプラスになるだろう。こゝろいふことを言つてゐる。組合の自主性を確保しようとする、さういふ政府が、一方で永久失業法案を出さうとしてゐるといふことになれば、こゝろは平仄が合はぬといふことになる。この永久失業法といふものは確實でありますから、そこで、この平仄が合はぬものを合せようとするれば、この新しい労働法案は、これは組合の自主性を破壊し、労資双方のうちの大本家だけがプラスになるといふことになれば、これは平仄が合はぬといふことになりましよう。それで、この右と左のやうな、この二つの法案の根本関係が労働大臣においてはさういふふうに調和を保つてゐるか。その間の根本関係を説明して頂きたい。こゝろ思ひます。

次に法案そのものに入ります。この法案については、やはり先程説明があつて、要らぬ條項は削つた、大分削つたが根本は變らないといふやうな説明がありましたが、そこで、どういふ條項が削られたかといふことを見ます

と、沢山削られておりますが、例えば現行法の二十一條、二十五條、それから労働法の四十條が削られております。それだから、我々はここで要らぬものが削られたかどうかを見るために、二十一條、二十五條、四十條が何であるかを見ればよい。二十一條はこうなっております。「労働協約締結セラレタルトキハ当事者互ニ誠意ヲ以テ之ヲ遵守シ労働能率ノ増進ト産業平和ノ維持トニ協力スベキモノトス」。労働協約は双方の側が遵守しなければならぬ。こう書いてある。第二十五條は「労働協約ニ当該労働協約ニ関シ紛争アル場合調停又ハ仲裁ニ付スルコトノ定アルトキハ調停又ハ仲裁成ラザル場合ノ外同盟罷業、作業所閉鎖其ノ他ノ争議行為ヲ爲スコトヲ得ズ」、平和條項ということになりました。それから裁定が決定しない前に勝手に資本家の方で工場閉鎖をやるといふことはできないといふことになつておる。それから労働法の四十條というのは、「使用者は、この法律による労働争議の調停をなす場合において、労働者がなした発言又は労働者が争議行為をなしたことを理由として、その労働者を解雇」することができない。資本家に氣に入

らぬ言葉遣いをしたからといつて労働者の首をちよん切つてはならん。こういうことです。これが皆削られておる。そして、これを削ることによつて、不必要なものは削られ、自由な、民主的な、自主性ある組合がその発展を確保された。こう労働大臣は言つておる。これは実際さうであるかどうか。問題は簡単でありますから、労働大臣も答えが願えるだろうと私は思う。ここで實際これが削られるなれば、双方にプラスするか、それとも資本家にプラスするか、私が説明するまでもないでしょう。問題が紛糾した場合には、或いは労働者の言葉遣いが氣に喰わぬというふうな、そんな簡単なことから、資本家の方がいつでも打ち的に工場を閉鎖することができ、首切りをすることができ、この打ちちをやるということが、この二十一條、二十五條、四十條が削られたことから、労働双方の側の資本家の方がプラスです。労働者の方は打ちちに首を喰らう。資本家は簡単な言葉遣い一つで打ちちに首切ることができ、工場閉鎖ができる。これがどうして労働組合の自由な発展を確保するということ

になるか。これを説明して欲しい。そうして、これは資本家の中でも余程悪い大々資本家の利益のためにいふことを、政府が労働者の犠牲においてやろうとしておるのではありませんか、この点は説明されたいと思うが、外に説明のしようがあるかどうか。政府はさまざまな労働組合制度を考へておるようでありま。今日廻つて来た屋外廣告物法案というふうなものを見ても、労働組合がビラを貼り、ポスターを貼り、宣言文を貼るといふことを、理窟をこねて法的に禁止しようという陰謀が明らかに現われておる。そういうものの關係においてこの点を説明して欲しい。削られることによつて無用なものが削られるのか。併しながら實際について見れば、これが削られることによつて労働者は打ちちに失業の危険にさらされておる。ここはどうなるか。こういう簡単なことであります。

次に第三は、今度の新しい法案によると、政府は労働組合というものを許可制、認可制に引込めようとしておる。何か外の營業のようなものにしてやうとしておる。これは第五條、第十九條に關係します。そして若しこの認可する、許可する、適格を認めるといふのは、その仕事は労働委員会に與えられておつて、労働委員会がこれは駄目だということになれば、駄目だと言われた労働組合は労働組合として受け得る一切の利益から排除されたけれども、アウトラローを宣言されることがいふことになつております。そして、この労働委員会はどがこれを握るかといふと、中央労働委員会は労働大臣が握る。地方労働委員会は都道府縣知事がこれを握る。これを握つて、これを運用して、上から運営するといふことになつております。それから先程労働大臣は他の方の質問に対する答への中で、官廳の干渉を思い切り切つて捨てた。そして組合の自由なる発展を考へておるのだと言つておるけれども、その言葉で実行しようとしておることは、労働大臣、都道府縣知事が、上から中央及び地方の労働委員会を握つて、そして、それによつて自分の一存で組合そのものの適格性の認可さえも左右できる。こういうことになりま。これは今度の戰爭中、日本軍閥が産業を通してサーベルと役人として労働組合を上から握り、これを左右し、延いては、これを叩き潰してしまつた。その方式です。實際、日本の労働組合が今日まで発展して來るこ

とができたといふのは、こういう軍閥方式が本端徹底に打倒されて、それを乗り越えて進んで來たからです。ところが今労働大臣は、官廳の干渉を取除いて、組合の自主的な自由な発展を企圖するといふ一方で、この軍閥的、官僚的方式を復活しようとしておる。この間の關係はどういふふうに我々が納得したらいいか。このことを説明を願ひたい。

尚、最後に、この法案が出るという話が始まるや否や、日本の全労働者がこれに反対の声を擧げています。これは日本の全労働者であつて、労働組合のいろいろの系統とか、或いは個々の労働者の政治的、思想的立場といふことに拘わりなく、それらを越えてすべてが反対している。そこで日本の生産を復興して行く、そしてこの能率にもあるように經濟九原則を実行して日本の生産を擧げて行くといふために、はどうしても日本の労働者の結束した賛成と努力とを確保しなければならぬのですが、その肝腎の労働者階級が全体打つて一丸となつて反対している。このことをどうして政府は黙殺し、無視して、労働者からは利益を削除し、資本家には打ちちの権利を合法的に與

えようとするこの法案を出さねばならぬのか。又出したのか。これが一つ。それから日本の労働者階級はこういう條件の中で非常に苦しいながら自己の生活を戦いによつて確保して、そうして自分たちの力でこそ日本の生産は復興しなければならぬ、こういう方向へどん／＼進んでおります。それです。今まで争議その他に対して政府側、会社側、官憲側から加えられた非常に乱暴な仕打ち、例えば東洋時計の上尾のときなんか人が殺されていきますが、そういうことを堪え忍んで、そういうものに恐れず怯まず自分の道を歩もうとしておる。ところが、この力を蹂躪して、本日に労働大臣がさつき言つたような日本の産業の復興ができるかどうか。これは普通の日本人が考えるときできないことですが、どうしてできるというふうに労働大臣は考えるか。このことを考えることのできるその材料を示して頂きたい。又日本の労働者階級がこういうべら棒な改悪に泣き寝入りしてしまふものと思つておるのかどうか。こういうやり方で泣き寝入りさせようとするその方式こそ、日本の労働者階級の統一された戦線による非常に大きな根柢的な攻撃を我々か

ら呼び起すものとは感ずることができないかどうか。そのことを答えて頂きたいと思ひます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 議事の都合により休憩いたします。

午後五時十四分休憩

午後六時七分開議

○副議長(松嶋喜作君) 休憩前に引続きこれより會議を開きます。

議事の都合により本日はこれにて延会いたします。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後六時八分散会

○本日の會議に付した事件

一、日程第一 飲食営業臨時規程法案

一、日本國有鐵道法の一部を改正する法律案

一、日程第二乃至日程第三十五の請願及び日程第三十六乃至日程第四十五の陳情

一、労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案の提案理由の説明

一、労働組合法案及び労働関係調整

法の一部を改正する法律案に対する質問

出席者は左の通り。

國務大臣

内閣總理大臣 吉田 茂君
外務大臣 鈴木 正文君

労働大臣 青木 孝義君

政府委員

内閣官房次長 郡 祐一君
法制局長官 佐藤 達夫君

議長 松平 恒雄君
副議長 松嶋 喜作君

議員

西田 天香君 井上たつゑ君

岩本 月洲君 梅原 眞隆君

江熊 哲翁君 小野 哲君

加賀 操君 柏木 康治君

鎌田 逸郎君 河井 彌八君

來馬 琢道君 高良 とみ君

小杉 いき君 小宮山常吉君

小林米三郎君 西郷吉之助君

佐藤 尚武君 新谷寅三郎君

鈴木 直人君 竹下 豐次君

高田 寛君 伊達源一郎君

田中耕太郎君 中川 以良君

野田 俊作君 渡多野林一君

早川 慎一君 東浦 庄治君

姫井 伊介君 藤井 丙午君

柳越 儀郎君 矢野 西雄君

山崎 恒君 赤木 正雄君

安部 定君 飯田精太郎君

伊藤 保平君 大山 安君

奥 むめお君 岡本 愛蔵君

岡元 義人君 楠見 義男君

山田 佐一君 中山 壽彦君

島津 忠彦君 島村 軍次君

下條 康磨君 宿谷 榮一君

遠山 丙市君 小林 英三君

田村 文吉君 徳川 宗敬君

玉屋 喜章君 徳川 頼貞君

一松 政二君 帆足 計君

北條 秀一君 穂積眞六郎君

田口政五郎君 岡田喜久治君

國 伊能君 山本 勇造君

結城 安次君 植竹 春彦君

藤井 新一君 北村 一男君

加藤常太郎君 西川 昌夫君

川村 松助君 淺岡 信夫君

池田宇右衛門君 堀 末治君

荒井 八郎君 大島 定吉君

黒田 英雄君 寺尾 豐君

石坂 豊一君 板谷 順助君

黒川 武雄君 深川タマエ君

木内キヤウ君 大隅 憲二君

深水 六郎君 城 義臣君

星 一君 仲子 隆君

中川 幸平君 重宗 雄三君

西山 龜七君 伊東 隆治君

境野 清雄君 淺井 一郎君

廣瀬與兵衛君 左藤 義詮君

小串 清一君 平沼彌太郎君

木村三四郎君 木内 四郎君

鬼丸 義賢君 櫻内 辰郎君

谷口彌三郎君 油井賢太郎君

石川 準吉君 小畑 哲夫君

竹中 七郎君 内村 清次君

大隈 信幸君 門屋 盛一君

平野善治郎君 鈴木 順一君

村尾 重雄君 門田 定蔵君

塚本 重蔵君 河野 正夫君

山田 節男君 林屋龜次郎君

中井 光次君 稻垣平太郎君

森下 政一君 青山 正一君

若木 勝蔵君 吉川末次郎君

天田 勝正君 板野 勝次君

細川 嘉六君 中野 重治君

中西 功君 岩間 正男君

兼岩 傳一君 鈴木 清一君

水橋 藤作君 木村輝八郎君

堀 眞榮君 池田 恒雄君

星野 芳樹君 太田 敏兄君

金子 洋文君 赤松 常子君

千田 正君 羽仁 五郎君

大島農夫雄君	河崎 ナツ君
栗山 良夫君	川上 嘉君
丹羽 五郎君	原 虎一君
下條 恭兵君	島 清君
中村 正雄君	三好 始君
佐々木良作君	波多野 鼎君
三木 治朗君	木下 源吾君
山下 義信君	岡田 宗司君
駒井 藤平君	鈴木 憲一君
岡村文四郎君	
法務廳事務官(法制第三局長)	高辻 正己君
運輸事務官(大臣官房調査室長)	足羽 則之君
労働事務官(労働局局長)	賀來才二郎君
労働事務官(労働局労働法課長)	松崎 芳君
建設政務次官	赤木 正雄君

〔第十八号参照〕

審査報告書

地方配付税の特例に関する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十二日

地方行政委員長 岡本 愛祐

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

柏木 庫治 鈴木 直人

林屋龜次郎 岡田喜久治
西郷吉之助

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、経済九原則により、國、地方を通ずる総合予算の均衡を図るため、昭和二十四年度に限り、特別例外の措置として地方配付税法に定める繰入率を変更せんとするもので、地方財政に與える影響は相当大なるものがあるが、現下の情勢上止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

地方財政の窮乏は甚だしいものがあるが、この措置によつて國と地方を通ずる総合的均衡予算の確立に資することが出来る。

三、費用

この改正によつて別に費用を要しない。

審査報告書

貿易特別会計法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年四月二十二日

大蔵委員長 櫻内 辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

川上 嘉 米倉 龍也

西川甚五郎 黒田 英雄

玉屋 真章 伊藤 保平

小宮山常吉 小林米三郎

波多野 鼎

要領書

一、委員会の決定の理由

從來の貿易資金特別会計においては、主として貿易資金運用に関する事項を整理するに過ぎず、かくては貿易に関する政府の整理の全般を知ることができない不便があるもので、今回これを廃止し、あらたに貿易特別会計を設定し、貿易に関する一切の受拂を一括整理しようとするものであつて、適切な処置と認める。

二、事件の利害得失

貿易に関する政府の整理を明確にする利益がある。

三、費用

この特別会計は、歳入、歳出共、四千四百六十六億九十九万七千円である。

貿易特別会計法案に対する少数意見報告書

意見報告書

本委員は貿易会計法に対して次の理由により反対する。

一、現在の吉田内閣の貿易政策はその無方針な輸入によつて日本の國民経済を破壊し、ヤガ輸出の強行によつて、日本の國民生活を危地におとしめ、首切り、低賃銀、農業の荒廃、中小業者の大量没落をもたらすだけでなく、輸出相手國民との対立をますます激化し、日本を國際独占資本主義への依存を強化すると共に、わが國を他の諸國からますます孤立させるものである。

要するにかかる貿易が振興さればするほど日本の國民はこまるのである。

二、他の特別会計には独立採算性を強要しておきながら、この会計だけは、一般会計からの当然の繰り入れを受けうることになつてゐる。しかも、見返資金会計に、ガリオワ・エロワの物資の買拂代の円資金の金額を無條件に繰り入れるやり方のため、この貿易会計には一般会計税金によりから繰り入れが必要となり、これは國民のギセイにおいて輸出が行われることであり、ヤガ輸出の一表現である。

昭和二十四年四月二十二日

大蔵委員会

少数意見者 中西 功

参議院議長松平恒雄殿

決算委員会審査報告書

昭和二十一年度歳入歳出總決算並びに昭和二十一年度特別会計歳入歳出決算を審査した結果

第一、左の十項目については内閣に對し將來の注意を促すため特に意見を付する

(一) 昭和二十一年度歳入歳出總決算において、内閣は、元臨時軍事費特別会計所屬の歳入歳出を一般会計の中に組入れて整理せず、別途に計算して、これを總決算に附記しているが、これは勅令違反の措置であつて適当でない。

(二) 一般会計及び特別会計を通じて、收入未済額は多額に上り、しかも連年増加の傾向にある。これは主として徴收事務の遅延のために生じたものである。内閣は國の財政の現況に鑑み徴收成績改善について格段の努力をなすべきである。

(三) 予算の消化を図らうとする

ため、経費の年度区分をみだるなど、会計法規に違反した措置を取っているものが幾多あるが、これより生ずる諸種の弊害を防止するためには、予算の配賦、繰越の申請及びその承認につき改革を要する点があると認める。

(四) 予算に積算なきにかかわらず、他の費目を流用し、予算の目的外に経費を使用する等、会計法規をみだるものが毎年の決算報告中に数多く指摘されることは誠に遺憾である。内閣は、会計法規を厳守し、將來重ねてこのような事故の起らないよう、十分注意を加うべきである。

(五) 特殊物件(放出物件を含む)の処分については、当時の事情に鑑み情狀斟酌すべき点もあるが、違法又は不当と認められる事項が少からずあつたことは遺憾である。特殊物件の処分に関しては、その事務処理につき今後も格別の注意を拂うべきであり、又兵器処理委員会の職務処理については、特に嚴重な監督をなすべきである。なお、内務

省において、鉄鋼類等の賣拂價格の決定につき、異例の取扱をなしたことは、適當でなかつたと認める。

(六) 終戦処理費支出額の大部分を占める工事費及び物件調達費は、概算拂により支拂われていたものが多いが、精算が著しく遅延しており、又証拠書類を亡失したものがあつたなど、措置當を得ないものが多い。内閣は、この整理の迅速と迅速を期する等、経理の改善につき最善の努力をなすべきである。

(七) 補助費の支出額は、一般、特別両会計を通じて多額に達しているが、その使用の実績をみるに、補助条件に適合しないものに對してこれを交付し、又は事業実施の程度を考慮することなく過大な補助金を交付する等、措置當を得ないものが多い。

補助金の交付に関しては、昭和二十年度決算に対する決算委員会の審査報告書にも記載されている通り、その目的達成のため効果的に支出するより、内閣

は更に十分の注意を拂うべきである。

(八) 会計検査院の報告によれば、物品の経理は現金に比し從來一般に輕視された傾向があり、物品出納簿の記帳整理も十分でなく、帳簿外の物品を保有するなど、その出納保管上當を欠くものが少なくない云うことである。

内閣は將來、物品の経理改善につき十分注意すべきである。

(九) 庶民金庫が帝國燃料興業債券を買入れた事件は、當時の事情を考慮に入れても、資金の運用よろしきを得ないものと認めらる。又、日本蚕糸統制株式会社が、清算に當つて、本来の業務を逸脱して製造していた絹織物を、製品の大部分を賣却又は無償で拂い出したこと、及び國において負担すべき生糸検査所の職費復興費を寄付金として損失整理したことは、措置當を得ないものと認める。

資金の運用については、大蔵省預金部に關し、昭和二十年度決算に対する決算委員会の審査

報告書において、嚴重な注意をなすべきことを指摘しているが、内閣は出資団体の資金運用に對しても、その適正を期するため、嚴重な監督を加える外、一般に出資団体に對しては、從來に比し更に嚴重且つ適正な監督をなすべきである。

(十) 大蔵省專賣局において、自給製造設備に對する補助金の交付に當り、補助条件に適合しないものに補助金を交付したものであること、並びに、予算の目的外に経費を使用したものがあることに對して、專賣局では既にその責任者をそれぞれ処分しているにもかかわらず、当委員会における説明にあたつては、その事実を黙秘して、これらの措置が正當であつたことを主張しているのは、當局の態度として甚だ遺憾である。

第二、会計検査院が法令若しくは予算に違反し又は不當と認めた事項として指摘しているその他の事項については、何れもその検査報告と見解を同じくする。

第三、決算のうち、その他の事項については異議がない。

第四、内閣に對する要請事項

会計法規に關する違反事項は、年々寧ろ増加する傾向にあることは、甚だ遺憾である。内閣は、(一)会計法規に關する違反を防止するために、最善の諸方策を講ずべきこと、(二)前記各意見に對し、その実現を期するため、速に最善の具體的措置を講ずべきこと、及び、(三)責任者に對する処分のうちには、違反の内容が相當重大であるにもかかわらず、その処分が輕きに失するものがあることを認められるから、責任者の処分を嚴重且つ適正にするよう精勵を講ずべきことを要する。

右の通り全会一致をもつて議決した。よつて多数意見者の署名を附して報告する。

昭和二十四年四月二十三日
決算委員長 奥 主一郎
参議院議長 平 恒雄藏

多数意見者署名
柴田 政次 羽生 三七
西山 龜七 草葉 隆圓

中平常太郎 江熊 哲翁
小野 哲 千出 正
伊藤 保平 谷口彌三郎
姫井 伊介 藤野 繁雄
阿竹齋次郎

定價 一部 四円五十銭

送料実費

発行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇
圖書課